

米軍基地関係特別委員会記録  
＜第4号＞

平成23年第8回沖縄県議会（11月定例会）

平成23年12月14日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

## 米軍基地関係特別委員会記録<第4号>

---

### 開会の日時

年月日 平成23年12月14日 水曜日  
開 会 午前10時2分  
散 会 午後1時24分

---

### 場 所

第4委員会室

---

### 議 題

- 1 請願平成20年第1号、陳情平成20年第36号、同第88号、同第89号、同第94号、同第102号、同第204号、陳情平成21年第42号、同第46号、同第51号、同第79号、同第82号、同第114号、同第125号、同第151号、同第154号、同第161号、同第169号、同第185号から同第187号まで、同第195号、陳情平成22年第26号、同第45号、同第50号、同第79号、同第80号、同第86号、同第117号、同第149号、同第150号、同第166号、同第167号、同第184号、同第195号から同第197号まで、同第201号、陳情第6号の4、第7号、第9号、第15号、第37号、第40号、第41号、第48号、第70号、第107号、第139号、第140号、第144号、第150号、第162号、第168号、第172号及び第191号
- 2 閉会中継続審査（調査）について

---

### 出 席 委 員

委 員 長	渡嘉敷	喜代子	さん
副 委 員 長	桑 江	朝千夫	君
委 員	吉 元	義 彦	君
委 員	仲 田	弘 毅	君
委 員	具 志	孝 助	君

委員	照屋大河君
委員	前田政明君
委員	上原章君
委員	新垣清涼君
委員	玉城満君
委員	玉城義和君
委員	吉田勝廣君

委員外議員 なし

---

### 欠席委員

なし

---

### 説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	又吉進君
基地対策課長	親川達男君
環境生活部環境企画統括監	下地岳芳君
環境保全課長	上原栄淳君
農林水産部農漁村基盤統括監	玉城貢君
土木建築部土木整備統括監	金城淳君
教育庁文化財課長	長堂嘉一郎君
警察本部刑事部長	古波蔵正君

---

○渡嘉敷喜代子委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

請願平成20年第1号、陳情平成20年第36号外54件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、環境生活部環境企画統括監、農林水産部農漁村基盤統括監、土木建築部土木整備統括監、教育庁文化財課長及び警察本部

刑事部長の出席を求めております。

まず初めに、請願平成20年第1号及び陳情平成20年第36号外54件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております、知事公室の所管に係る請願及び陳情につきまして県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の請願は、継続1件、陳情は、継続51件、新規4件となっております。

まず、継続審議となっている請願及び陳情52件につきましては、お手元に配付しております「請願・陳情説明資料」の処理概要の欄に、下線で表示した箇所が変更部分でございますが、特に変更がございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料の86ページをごらんください。

陳情第162号嘉手納基地における町民無視のたび重なる事故多発、機能強化等に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 F 15、F A 18戦闘機等の整備点検、安全管理を徹底し、再発防止策を公表すること。

4 航空機等の事故、トラブル発生の原因を徹底究明し、その結果を速やかに公表することにつきましては、平成23年8月16日、嘉手納飛行場において、同飛行場所属のF 15戦闘機が燃料を放出しながら緊急着陸しました。

また、平成23年8月31日、海兵隊所属のF A 18戦闘機が飛行訓練を終え、嘉手納飛行場に帰還した後、部品が遺失していることが明らかになりました。

航空機に関連する事故は、県民の生命・財産にかかわる重大な事故につながりかねず、日常的に米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな不安を与えるものであり、1件たりともあってはならないと考えております。

このため、米軍に対して事故原因を究明し、実効性のある再発防止策と今後の安全管理の徹底に万全を期すよう、強く求めたところであります。

米軍からは、8月16日のF 15戦闘機の事故について、通常訓練飛行中に機体にふぐあいが生じたため、機体の重量を軽くするために指定されている燃料投

棄空域で燃料を放出したとのことで、放出した燃料は地面に達する前に揮発し、着陸の際に滑走路に流出した燃料は、土壌や河川へ流出することなく、回収して適切に処理したとのことであります。

なお、8月31日に明らかになったF A18戦闘機の部品遺失については、事故原因について米側から回答は得られておりません。

2 外来機の飛来、訓練を中止し、町民の爆音被害除去、騒音防止協定を厳格に守ることにつきましては、処理概要が、陳情平成22年第80号の記の1及び陳情平成22年第167号の記の3と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

3 不用弾等の爆破処理、航空機関連事故等の事故発生時の通報体制の迅速化を徹底し、日米合意事項を厳格に守ることにつきましては、平成23年9月19日、米軍が嘉手納弾薬庫地区において、事前通告なく廃弾処理を行い、それにより発生した爆発音等により、周辺住民を初め県民に多大な不安を与えたことを受け、県は米軍に対し、廃弾処理実施に当たっては、地元自治体に事前の通報を行うよう強く申し入れを行ったところであります。

平成23年10月6日及び10月21日に行われた廃弾処理の際には、沖縄防衛局から県及び地元自治体に対し、事前通知が行われております。

また、8月31日に明らかになったF A18戦闘機の部品遺失については、日米合同委員会で合意された現地レベルでの通報がなく、県を初めとする地元自治体への連絡が5日後の9月5日であったことから、県は米軍に対し、事故発生時は速やかに地元自治体に通報を行うよう強く申し入れを行ったところであります。

5 猛毒枯れ葉剤の嘉手納基地内での地中投棄、新設ドーム型通信施設の真相と実態を解明し、公表することにつきましては、枯れ葉剤について、外務省は去る8月19日の発表で、「事実関係をさらに詳しく承知するため、米側にさらなる確認を行っている」としておりましたが、米側から、「改めて過去の記録を確認した結果として、当時米軍が枯れ葉剤を沖縄へ持ち込んだことを示す資料は何ら確認できなかつた」旨の回答があったとのことであります。

また、外務省によれば米側は、報道されている退役軍人の証言には幾つかの疑問があり、信憑性があるとは考えていないとのことであります。

これらを踏まえ外務省としては、過去に沖縄県が実施した環境調査に加えてさらに調査を行うかどうかについては、関係省庁と連携しながら、今後、新たな事実関係が判明するか等の状況を見て判断していきたいとしております。

県としましては、引き続き、新たな事実関係も含め情報収集を行ってまいりたいと考えております。

新設ドーム型通信施設について、沖縄防衛局が米軍に対し照会したところ、米軍から、同施設は嘉手納飛行場内の既存の通信施設を移設したものであるとの回答があったとのことであります。

6 嘉手納統合案を断念し、普天間基地の即時閉鎖と県外、国外移設を図ることにつきましては、処理概要が、陳情平成23年第84号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

7 嘉手納基地の機能強化をやめ、具体的な負担軽減を進めることにつきましては、処理概要が、陳情平成22年第80号の記の2と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料の89ページをごらんください。

陳情第168号対米要請団を編成して対米交渉を行うことに関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

米国政府や連邦議会等の関係機関に、沖縄県の実情を伝え、理解と協力を求めることは、沖縄の基地問題の解決を進める上で重要であると考えております。

今後の対応については、効果的な訪米活動が実施できるよう、情報の収集や分析等に努めながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、90ページをごらんください。

陳情第172号F15戦闘機のパネル紛失に関する陳情につきまして、処概要を御説明いたします。

1 F15戦闘機のパネル紛失の原因を徹底究明し、結果を公表すること。

2 原因が判明するまで、F15戦闘機の飛行を全面中止すること。

3 F15戦闘機等の整備点検、安全管理を徹底し、再発防止策を公表すること。

4 航空機関連事故などの発生時における自治体への通報連絡を迅速に行うことにつきましては、平成23年10月27日、嘉手納飛行場の航空機整備要員が同飛行場所属のF15戦闘機の定期整備点検を行ったところ、右フラップ中央にあるヒンジスライダーパーネルが遺失していることが明らかとなりました。

航空機に関連する事故は、県民の生命・財産にかかわる重大な事故につながりかねず、日常的に米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな不安を与えるものであり、1件たりともあってはならないと考えております。

このため、米軍に対して事故原因を究明し、実効性のある再発防止策と今後の安全管理の徹底に万全を期すよう、強く求めたところであります。

米軍からは、本件事故について、同機は主に海上を飛行した旨と、紛失した部品は捜索したが見つからず、紛失場所は不明である旨の説明がありました。

また、同飛行場の整備要員により、他のF15戦闘機のパネルの安全性を確認

するため、全機の点検を行っている旨説明がありました。

5 欠陥機である F15 戦闘機を撤去することにつきましては、県としましては、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならず、米軍においては、機体の整備・点検を徹底するとともに、訓練の安全管理には万全を期し、県民の生命、生活及び財産へ十分に配慮するべきであると考えております。

6 嘉手納基地の機能強化をやめ、負担軽減を確実に進めることにつきましては、処理概要が、陳情平成22年第80号の記の2と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、92ページをごらんください。

陳情第191号沖縄における枯れ葉剤汚染の真相解明と経緯説明を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 日米政府に対し、退役軍人、元高官の証言などを検証し、沖縄における枯れ葉剤の輸送・運搬貯蔵、散布、廃棄、埋設などに関して、国防総省のみならず、退役軍人省等にも直接照会、回答を求めるよう要求することにつきましては、処理概要が、陳情第162号の記の5と説明趣旨が同じでありますので、説明は省略させていただきます。

2-（1） 退役兵や元高官の証言をもとに、沖縄側の証言を集める体制をつくること。

2-（4） 市町村における実態調査の主体的な取り組みを支援すること。

につきましては、県としましては、引き続き、関係機関と連携しながら、新たな事実関係も含め情報収集を行ってまいりたいと考えております。

2-（3） 枯れ葉剤にさらされた可能性のある人々や、その子弟の健康調査（医療記録の分析など）に着手することにつきましては、県としましては、枯れ葉剤による健康被害の発生は明らかにされていないことなどから、現時点で健康調査を行うことは考えておりません。

以上で、知事公室の所管に係る請願1件及び陳情55件につきまして、処理概要を説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

**○渡嘉敷喜代子委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

次に、環境生活部環境企画統括監の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

下地岳芳環境企画統括監。

○下地岳芳環境企画統括監 環境生活部関連の請願及び陳情につきまして、御説明いたします。

環境生活部関連の請願は継続1件、陳情は継続13件、新規1件となっております。

初めに、継続審査となっている請願及び陳情につきましては、処理概要に変更ありませんので、説明を省略させていただきます。

次に、新規の陳情1件につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料の92ページをお開きください。

陳情第191号沖縄における枯れ葉剤汚染の真相解明と経緯説明を求める陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

2(2)について、県においては、平成12年度からダイオキシン類対策特別措置法に基づき、県内の大気、水質及び土壌中のダイオキシン類について調査を実施しており、さらに、平成15年度からは、基地周辺の河川の水質及び底質のダイオキシン類調査も実施しております。

これまでのダイオキシン類の調査結果は、すべて環境基準以下であり、沖縄県の環境白書等に公表しているところであります。

3について、旧ハンビー飛行場地域の調査については、枯れ葉剤の埋設に関し、明確な場所等の情報が少ない中、直ちに環境調査を実施することは困難だと考えておりますが、今後とも、北谷町と連携、協力して、新たな事実関係等の情報収集に努め適切に対応していきたいと考えております。

4について、県では、米軍基地に起因する環境汚染を防止し、県民の健康保護と生活環境の保全を図るため、基地周辺等において、騒音、水質などの環境調査を実施してきたところであります。

また、米軍の投棄物が発見された場合等、具体的事案については、1973年の日米合同委員会合意「環境に関する協力について」に基づき、立入調査を求めるとともに、土壌汚染対策法や水質汚濁防止法など、環境関連法令に沿った適切な対応をしていきたいと考えております。

5について、沖縄県生物多様性地域戦略(仮称)の策定につきましては、生物多様性の保全と持続的な利用に係る方向性や目標、行動計画等について本格的な検討を行っているところであり、現在、有識者、行政機関、事業者団体、NPO等からなる検討委員会において、検討を重ねているところであります。化学物質の中には動植物への毒性を持つものがあり、生態系へ影響を及ぼすおそれがあることから、同検討委員会において、十分議論していきたいと考えております。

以上、環境生活部に係る請願及び陳情処理概要について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 環境生活部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、農林水産部農漁村基盤統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

玉城貢農漁村基盤統括監。

○玉城貢農漁村基盤統括監 農林水産部所管の陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

農林水産部関連の陳情は、継続2件となっております。

資料の29ページをお開きください。

陳情平成21年第125号普天間代替基地建設工事中の中止を求める陳情の中の、4県に対し、追加調査に伴う特別採捕許可を撤回してもらいたいにつきまして、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、資料の53ページをお開きください。

陳情平成22年第149号普天間代替基地建設事業の中止等を求める陳情の中の、3県知事による特別採捕許可申請書に対する許可を撤回するよう求めることにつきまして、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 農林水産部農漁村基盤統括監の説明は終わりました。

次に、土木建築部土木整備統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

金城淳土木整備統括監。

○金城淳土木企画統括監 土木建築部所管の陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

土木建築部関連の陳情は、継続1件となっております。

資料の30ページをお開きください。

陳情平成21年第125号普天間代替基地建設工事等の中止を求める陳情の記の4及び5につきましては、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願います。

○**渡嘉敷喜代子委員長** 土木建築部土木整備統括監の説明は終わりました。

次に、教育庁文化財課長の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

長堂嘉一郎文化財課長。

○**長堂嘉一郎文化財課長** ただいま議題となっております、教育委員会の所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

教育委員会所管の請願は継続1件、陳情は継続1件でございます。

それでは、処理概要を御説明いたします。

資料の7ページをお開きください。

請願平成20年第1号の記の6の処理概要につきましては、前定例会において御説明申し上げた処理概要に変更はございません。

次に、12ページをお開きください。

陳情平成20年第89号の記の5につきましては、前定例会において御説明申し上げた処理概要に変更はございません。

御審査のほど、よろしく願います。

○**渡嘉敷喜代子委員長** 教育庁文化財課長の説明は終わりました。

次に、警察本部刑事部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

古波蔵正刑事部長。

○**古波蔵正刑事部長** 公安委員会関係の陳情案件について、御説明いたします。

資料の21ページをお開きください。陳情平成21年第51号米軍実弾射撃訓練被弾事件に関する陳情の処理方針であります。前定例会と処理方針の内容に変更はございませんので、御説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願います。

○渡嘉敷喜代子委員長 警察本部刑事部長の説明は終わりました。

これより請願及び各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願または陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 説明資料19ページ、陳情平成21年第46号、米軍再編協定に反対する意見書の採択を求める陳情に関してです。新聞でも報道されておりますけれども、アメリカ議会でグアムの移設予算が削られたということが報道されております。県議会としてはグアム協定に反対する意見書も出したと思っておりますけれども、そういう面でこのグアム協定に関して、グアム移転費全額削除というような米議会の動きに対してどのような認識をお持ちか、まずその辺からお聞きしたいと思います。

○又吉進知事公室長 昨日からきょうにかけて報道されるところによりますと、国防総省が2012年度会計年度のグアム移転に要する予算1億5000万ドル余りを認めないというような案で一国防総省ではないです。上下院が合意したというような報道でございました。この件につきましては、上院の提案として6月ごろから承っていたというか、情報として入っていたわけですが、いよいよ、この上下院の一つの議会の意思として示されたと受けとめております。しかしながら、今、そのグアム協定というお話がございました。いわゆる再編実施のための日米のロードマップを実施するための、グアム協定総額102億ドル余りの影響というものが、実はまだ情報が入っていないこともございまして、明らかなのは、2012年度予算の1億5000万ドル余りを削除したということでありまして、単年度予算主義をとるアメリカの中で単年度予算が削除されたということが、今後このグアム協定、あるいは沖縄県の基地負担の軽減、さらに代替施設の問題、これにどう影響するのかについては、これは県も情報収集をしているところでございます。

○前田政明委員 グアム協定はよくパッケージ論と言われます。すなわち米軍再編の日米合意と。その意味で沖縄県から8000名でしたか、グアムに移すと。そういうことを理由にして日本政府が約7000億円、この米軍とのグアムの基地

建設に約6割を負担をすると。これもいろいろと報道でもありましたけれども、基地に関係のない道路建設まで入れて、日本の負担を少なくするようにしているというのもありましたけれども、これは改めて県民の大きな運動がこのアメリカ議会その他を含めて一つ反映したものだなと思っています—これを理由に普天間基地を固定化することは許されないのですけれども、今後、沖縄県として、この動きに対する対応としてはどういうことを考えていますか。

**○又吉進知事公室長** まず、この単年度予算が削られたということが、政府の全体の判断に影響を与えるのかどうかということに関しましてはまだ不透明だと考えております。したがって、そういった形の情報収集を行いたいということでございます。その一方で、県としましてはグアムへの1000人の海兵隊要員の移転というものは、沖縄の基地負担軽減に直接つながるものであるという意味で進めるべきであると。さりながら、代替施設につきましては県外移設を求めると、そういった考えに変わりはありません。

**○前田政明委員** 本会議でもやりましたけれども、やっぱりこの間の沖縄県民の、辺野古基地は許せないと、それからジュゴンのすむチュラ海は守るべきだと、それから世界でもっとも危険だと言われている普天間基地は、条件つきではなくてやはり閉鎖・撤去をすべきだと、知事も辺野古は不可能だと、それで普天間基地の危険性の除去は一日も早くやるべきだと、うたっていますよね。そういう面では、そういう動きの一つの大きなあらわれとして、アメリカの議会関係者も来県したと思うのですけれども、ただ、その中で嘉手納統合案というような方向も示唆されているような報道もあるので、県としては、どのように受けとめていますか。

**○又吉進知事公室長** まず、嘉手納統合案に対する認識ですけれども、こういう国防権限法案を提出するに当たって上院のレビン委員長を中心とする方々から、予算の提出に当たっては、嘉手納飛行場施設の移転の可能性調査を行うようにという条件が付された事実は承知しております。しかしながら、具体的に米側で、この嘉手納統合案なるものが検討されているという情報は、今のところ入ってきておりません。いずれにしても、嘉手納飛行場周辺の地域住民は現在でも過重な基地負担を背負っているわけで、この負担が増加するような案については、断じて認められないというのが県の立場でございます。

**○前田政明委員** アメリカの海外での基地建設その他というのは、やはり外国

軍隊ですから、それぞれの国で大きな反対に遭っていると思うのです。私は別のところでも言いましたけれども、この前沖縄で日本平和大会というのがあって、海外代表が16名、そのうちグアムの方が11名参加しました、チャモロ族の方々を含めてです。それで沖縄の女性の皆さんとの意見交換というところもあって私も傍聴したのですけれども、その中でやはり出ているのは、この先住民のチャモロ族の財産というか、そういうのもみんな奪っていく米軍基地の被害を経験してきていると。沖縄からの基地移転計画は、地域社会にとってあらゆる面で破壊的ですと。米国防総省は島全体の27%の土地を支配していますと。このバガット村につくられる実弾射撃場は住民から2分の1マイルしか離れておらずということで、そういうことを切実に訴えていました。それからやはり沖縄からグアムへの米海兵隊の移転は、在グアム米軍の増強計画の3つの構成部分の1つだと。1つは移転ですけれども、2つ目には弾道弾ミサイルのシステムと、核兵器を積める航空機の拠点の構築ですと。私たちは、外国基地の閉鎖に向けて努力を続けている沖縄やアジア太平洋地域のすべての人々と連帯しますということでありましたけれども、これはグアムでも沖縄と同じように、先住民の方々を含めて本来そこで住んでいた方々が、自分たちの生存権といえますか、そういう面では反対だと、こういうことを訴えていまして、私はやはり沖縄県民の辺野古に基地をつくるなど、それから普天間基地は即時撤去せよという整然とした運動というのが非常に大きな影響を与えているなど思っています。だからそういう面では、単なるグアムの移転費の全額削除というのは、そういうさまざまな状況から見て米国の海外での基地建設はやはり不可能だと、無駄だという形で認識していることは非常に大きいことだと思いますし、本来そういう流れの中で、アメリカでも10年間でも巨額な軍事費の削減という面では、先ほど言ったSACO合意の移設条件つきとかいうことではなくて、やはり、直ちに沖縄県として普天間基地は即刻返すべきだというような意志表示を、しっかりと明確に出すべきではないかと思っておりますけれども、このところはどうか。

**○又吉進知事公室長** このグアムに関する状況というのは、さまざまな視点があると思います。県からいたしますと、2006年に出された米軍再編のロードマップにおきまして、やはり進めるべきところは進めていただきたい。それは先ほど申し上げた海兵隊の兵力の移転でありますとか、あるいは嘉手納飛行場より南の施設の返還といったものは、これは沖縄県民の願いであるということで、それを踏まえて進めていただきたいということですが、この代替施設の問題が今や、県も県外に移設するように求めているわけでございまして、そこがいわ

ゆるロードマップで言われている計画と、さらにパッケージ論といったものとそこがあるわけでございます。したがって、とりわけ喫緊の課題である普天間飛行場の危険性の除去という意味では、こういう米側の動き等にかかわらず日本政府は県外を目指すべきであると考えております。

**○前田政明委員** その関係で、最近、新聞でも報道されておりますけれども、アメリカ民主党のフランク氏などを含めて、もう我々は沖縄から海兵隊を撤退することができると思うと、沖縄での海兵隊の機能は今や、日本の政治を不安定化することでしかない。そういう面では、米国国民の救助とかその他含めて海兵隊の役割はもう終わっていると、今の近代的な戦争の中ではそういう前線基地に配備する必要はないと、かえって海兵隊がいて沖縄で普天間問題とかそういうような—もう米軍基地はけしからんと—こういう形で、普天間や沖縄の基地問題が日米同盟の極めて不安定な要因になっていると、これは避けるべきではないかという声が出ています。これに対してはどうお考えですか。

**○又吉進知事公室長** アメリカは、とりわけ議会は、やはり民主主義の国家ということで、さまざまな意見をいろいろな形で出すことが許されている国であって、その中で、今おっしゃったバーニー・フランク氏—あの方はもともと海兵隊保有論者である—と聞いておりますけれども、そういった意見を自由に交わしている状況であろうと。しかしながら、県が非常に注目していますのは、やはり沖縄県にとって米国のこの国防政策、とりわけ、沖縄県に海兵隊を置かなければならないといったようなことが、実際に合理的かどうか、さらに、代替施設を県内に移設しなければならないという理由が、現時点では県は理解できないと申し上げているわけございまして、そういう観点で、米国政府の政策がさまざまな意見の中でどのように動いていくかということに注目しているわけございしますが、今のところ、米国政府側からの手ごたえというのはないと承知しております。

**○前田政明委員** それで、結局その抑止力論—又吉知事公室長が言ったように、6月1日に沖縄県知事名で、在日米軍海兵隊の意義及び役割についてという質問をしましたね。そういう意味で、果たして海兵隊が沖縄に必要なのかと、沖縄でなければいけないのかということも含めて、いわゆる抑止論は、沖縄に地理的な要件だとか、沖縄県の地理的な状況の中でどうしても必要だという、この戦略論そのものがもう崩れている。そういう面では、今の動きというのは沖縄の海兵隊、米軍基地の抑止力論そのものが、沖縄県が問い合わせをしているよ

うな形を含めて一では周辺国で沖縄にうかつに手が出せないと、攻めてくる国はどこかとか、具体的に海兵隊の役割と意義などについて質問していますね。そういう面では、海兵隊は抑止力だと、沖縄になくてはならないと、こういう前提が、アメリカ本国を含めて大きく変化していると思いますけれども、そこはどうですか。

**○又吉進知事公室長** そのあたりが、大きな変化なのかどうかというものにつきましては、ちょっと我々も情報収集をしているところでございます。議員にそういう御意見を持っている方がいらっしゃるというのは事実でございまして大変関心を持っておりますが、アメリカの国論、あるいは政策として、海兵隊の削減でありますとかそういうものにつながるかどうかというのにつきましては、今のところ、確たる手ごたえがないというのが県の感触でございます。

**○前田政明委員** 皆さんの質問の中では、例えば、現在の日本及び周辺国に置きかえて、沖縄の海兵隊が出動するケースを具体的に例示してほしいとか、いろいろ質問を出していますね。そういう面では、やはり沖縄県民の闘い、そして国際的な軍事同盟はいらないと、いわゆる平和友好条約だという形でこの軍事同盟の占める割合が極端に減っているわけです。北東アジアでいえば23カ国でしたか、その中で軍事同盟を結んでいるのは、米韓、日米この2つだけで、あとは、ほとんど友好条約で、国際的にASEANに見られるように話し合いで解決しましょうという方向に変わっている、そういう国際的な大きな流れが出てきているのではないかと、私は思いますけれども、その辺の国際的な情勢といたしますか、動きの認識はどうなのでしょうか。

**○又吉進知事公室長** 基本的なところで、県としましては、日米安全保障条約の日米安保体制というのを認める立場でございます。日米安保体制が、沖縄を含む周辺の安定に寄与したということを、私どもは認識しておりまして、しかしながら、それであっても沖縄の負担は余りにも重すぎると、74%余りの専用施設が集中していることについて、やはりこれを解消する手だてを、日米両政府は打つべきだということでございまして、その前提に立ちまして、海兵隊が沖縄にこれだけいるという理由について、やはり県民に説明をしていただきたいというのが、この質問書の趣旨でございます。残念ながら現時点ではその回答が返ってきていないということでございます。

**○前田政明委員** 説明資料の80ページ、陳情第107号普天間飛行場代替施設辺

野古崎移設合意に関する陳情、その他の関連になると思いますけれども、辺野古移設について知事は不可能だと、今問題になっている環境影響評価ですね。県議会の意見書は、国防費削減を迫る米上院の国防権限法の成否次第では、日米両政府が窮地に追い込まれることを避けるため、日本政府は同評価書を年内に提出する方針を米国に伝達している。このような姿勢は、県内移設に反対を求める県内41市町村長及び全県議会議員を含む県民の総意を無視するものであり、到底看過できるものではないという内容の、この県議会の意見書が上がっています。これはすなわち、今言ったアメリカの国会の状況、予算が削減されかねないと、そうするとこの辺が進まないという意味で、それは現実的に可能性があるのだという印象を与えるために、アメリカ大統領が野田首相に迫って、そして何が何でも、12月中に評価書を提出しようとするというような動きになっているということを、指摘している中身なのですからけれども、意見書のこのことについて、皆さんはどのように受けとめていますか。

**○又吉進知事公室長** 今おっしゃった日米両政府の意図、考え方というのは必ずしも明らかではありませんけれども、この11月14日の意見書というものは県議会の御意思である。また、全会一致であったということをお考えすると、日本政府によって議会の意思として尊重されねばならないと考えております。

**○前田政明委員** 普天間基地についてこの間、議会でも議論しましたが、沖縄の米軍基地というのは銃剣とブルドーザーで奪われた一特に普天間も含めてですね、これは国際法規のハーグ陸戦法規の違反だというようなものであると思いますけれども、そこは県もそういうことですね。

**○又吉進知事公室長** 銃剣とブルドーザーという比喩的な表現は去年でしたか、知事も引用したことがございまして、それに近い状態であったという認識というか共通意識はございますけれども、いわゆる、ハーグ陸戦協定云々という話は、県としては、それがこの沖縄の基地接収とどういう関連にあったかについては承知しておりません。

**○前田政明委員** これは大変なもので、国会でも、沖縄返還の流れの中で佐藤首相は、これは陸戦法規違反だという形の直接戦闘行為以外のこと、これは陸戦法規に違反する。ただいま説明したとおりであります。ということで、当時の佐藤内閣総理大臣は、家を焼いたり、土地を取り上げる、それはハーグ陸戦法規に違反する。そのことをお認めになりますかということで、認めている

のです。すなわち、占領軍といえども、その地域の住民の財産その他を守らなければいけない。これを勝手に強奪することは許されないと、それが強奪されたと、ではそれをどのように保障するかということで、いわゆる、サンフランシスコ平和条約を含めて対米請求権を放棄したと。復帰に至る1972年返還合意も請求権を放棄すると。それはそもそもどういうことなのかと、なぜ、沖縄県民が復帰の沖縄返還協定に反対しているのかと、これは、強奪されてきたそういう中身を、また公用地暫定使用法を含めてやろうとする流れの中でという、国会の議論なのですけれども、又吉知事公室長、これは沖縄県民の闘いにとっても、基地の問題にとっても、大変大事なところなんです。そこはぜひ、沖縄県が当事者として、これは陸戦法規に違反していると、これは当然、沖縄の基地は銃剣とブルドーザーで、不法・不当に奪われた土地なのだとするところの認識がなければ、これはおかしいわけで、だからその前提があるからこそ、我々県民は力を合わせて、国際的にも支持をされる内容として頑張っていると思うのですけれども、そういう面ではどうですか。今、これを紹介しましたけれども。

**○又吉進知事公室長** まず、沖縄が戦後66年にわたって、27年間の米国の統治下、あるいは、その後も全国にないような基地負担を抱えているということにつきましても、これは県民ひとしくこれが正常な状態だとは思っていないわけでございまして、そういうものの解消・解決をずっと訴えてきている。沖縄県が66年間に受けた不合理といいますか、利益損失といったものははかり知れないという観点で、さまざまな行政機関が取り組んでいるわけでございます。その原点が、前田委員がおっしゃるような形なのかどうかというのは、これはいろいろな意見があると思いますが、現実には基地負担があり、あるいは格差があるということについては共通認識でございますので、それをいかに解決していくかというのが我々行政の役割であろうと考えています。

**○前田政明委員** これはですね、大変大事なところなのです。それは、この不法・不当に銃剣とブルドーザーで住民を収容所に囲んで奪う。これは国際法上許されない。だからこれは当たり前に戻すべきなのだと、条件などつけるべきではないという形で一だから屋良建議書なのです。屋良建議書の中にそういう苦悩が書かれています。それが沖縄県民の我々の大義なのです。国際的にも奪われた土地を返すのは当たり前なのだと、これが大義なのです。だからそれをいわゆる、日米安全保障条約、サンフランシスコ条約、その他沖縄返還協定を含めて、この強奪された流れが薄められてきているわけですが、知事公室長、ぜひここは勉強していただいて、そうしないとある意味では、強盗が我々の奪

ったものを返してほしいなら何か持ってこいと、こういう強盗の論理だと、我々はアメリカのやり方を言っているわけです。それは国民的にも県民的にも、広く認知されているということだと思いますけれども、そういう面では、米軍基地に対する基本的な立場、ここが問われるのです。だから、ぜひここは大事なところなので、そうしますと条件闘争にしかならないのです。国際法に反する不法・不当の土地だと、これをもとに戻せと。だからサンフランシスコ平和条約も含めて、沖縄の祖国復帰運動が国際的にも支援を得た、それはそこに背景があるわけで、これ以上言いませんけれども、そこが非常に大事な原点だと思いますけれども、知事公室長どうですか。

**○又吉進知事公室長** 今の前田委員のお言葉は、非常に興味深く聞かせていただいています。しかしながら、1つだけ仮に共通することがあるとすれば、沖縄の基地は決して県民の意思で差し出したものではないと。これは県民の意思に反して存在しているという共通認識はあろうかと思えます。

**○前田政明委員** だからですね、軍用地料を払えと瀬長さんが言ったわけですよ。そうしたら、アッシャビョー、アメリカーになーと。これが、今、当たり前になっている。それはなぜかといったらハーグ陸戦法規、私有財産の没収なのだ。これは当然、対価を含めて保障すべきではないのかと、軍用地料を払うのは当たり前なのだという形で今きているわけです。だから、このところはぜひ沖縄の闘いの原点なので、知事公室長としては、そういう状況のもとで普天間飛行場の不法・不当に奪われた土地を返すという危険性の除去、そして、辺野古パッケージ論ではあってはならないと思えます。ただ、申し述べておきますけれども、実は、この佐藤内閣総理大臣が認めたこの陸戦法規違反、これを今度は、赤嶺政賢衆議院議員が野田首相に質問しているのですよ。そうしたら、いや、わかりませんと、どうでしょうかね、ということで結果的に、アメリカがやっているのは合法的なのだというふうになってしまうわけです、この陸戦法規違反でなければ。だからそういう面で、適切にやってきたというような趣旨の一自民党政権でもと言ったらおかしいのですけれども、失礼ですがけれども、佐藤首相がちゃんと陸戦法規違反なのだと言っているのに、アメリカの立場に立って、いや、アメリカがやったことは、これは陸戦法規違反とまでは言えないのだという趣旨の国会の答弁になっていて、これは勉強不足というのかどうなのかわかりませんが、私が非常に言いたいのは、今の野田内閣の一野田政権の危険性ですね。野田首相は、東条英機は戦犯ではなかったということを、質問主意書でも出しているような人です。だから、私たちなりに言

うと極めて、戦争を賛美する、非常に右寄りの考え方を持った経歴の持ち主が野田首相なのです。やはり日米合意のもとで、アメリカが言おうとしていることに向けて、はい、やりますという形で、今襲いかかってきていることは、並大抵のことではない。そういう面では、国際的な世論とかそういうものを含めて、沖縄県の大義やその他にも踏みにじるような形で、今襲いかかってこようとしているのが民主党、野田政権の特徴だということで、それと関連して、東村高江の陳情のほうですけれども、きょう裁判が最終の終結—今裁判が開かれていると思いますけれども、九弁連—九州弁護士会連合会の九州弁護士会の方々がこの間、これは表現の自由を侵害するものだと。やはりそういうものはやるべきではないというような会見もありましたけれども、これについて御見解をお願いします。

○又吉進知事公室長 東村高江の座り込みをめぐる訴訟につきましては、報道によれば、本日結審だということで、関心を持っておりますけれども、今、前田委員がおっしゃった論点も含めて、これは司法の場で争われることでございまして、それにつきましては、県から予断をもってコメントをすることは差し控えさせていただきたいということでございます。

○前田政明委員 先ほど報道で、極めて貴重なチョウが発見されたというふうにありましたけれども、あの辺はやはり自然保護の立場からも貴重種、固有種がたくさん生息しているところでもありますけれども、そういう面では、どのように関心を持っていますか。

○又吉進知事公室長 そもそもこの計画が示されたときに、県としては、やはり住民生活、さらに自然環境への影響ということを変重要視いたしまして、それに配慮すべきだということは申し上げて、一定の調査が行われたと聞いております。そういう新しい種でありますとか、そういう発見につきましては、政府において適切に対応すべきであると考えております。

○前田政明委員 前にもやりましたけれども、北部訓練場に約60カ所近くのヘリパッドが周辺にありながら、また、20何カ所も返すところが残っているにもかかわらず、改めて6カ所つくるということは、これはもう常識的に考えても—50カ所以上もあるではないかと。そういう意味ではいけないのではないかと。何でこの過半の返還のかわりに、わざわざ住民地域につくるのかと。ましてや、極めて貴重種を含めて世界自然遺産登録を目指す大事な自然のところだと思い

ますけれども、これは、国際的に見ても極めていびつな対米追随、すなわち日米安全保障条約、アメリカの言うとおりに、とにかく150名から160名の住民の生活はどうなってもいいと。極端なことを言えばアメリカでは絶対あり得ない、そういう貴重種がすんでいるところで、米国では絶対できない連中ですよ。そういうことをやるという植民地的な今の状況、今の東村高江の状況は本当にいびつ、そして、司法権を使って住民の表現の自由を抑えようとする。司法というのは、国民の人権や財産を守る機関であって、住民弾圧をやろうとすると、これは、今後の日本の民主主義的な表現を求める運動に対する、一つの弾圧の契機にもなるということで、極めてゆゆしき問題だと思います。そういう面では、私はこの東村高江の問題、すなわち普天間飛行場の閉鎖・返還、そして辺野古がだめならば東村高江もだめと、MV22オスプレイやその他関連しているわけですから、普天間飛行場の閉鎖・撤去というならば当然、辺野古はいらないわけで、辺野古がなければ東村高江も訓練場としてはいらないわけですから、そこはぜひ指摘しておきたい。あとは日米地位協定の問題もありますけれども、ちょっと余り長くなるとほかの皆さんにいろいろありますので終わります。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 まず92ページ、新しい陳情第191号でございますが、枯れ葉剤汚染の関係ですが、処理概要のところ、この陳情だと当事者にも直接会って意見を聞くようにというのがありますが、ここはどうなのですか。できればそういうことぐらいは、やったほうがいいのではないかと思います、その経過はどうなっていますか。

○又吉進知事公室長 基本的に、そういった事実解明、確認というものを、政府の責任でやってもらいたいということを申し上げているわけです。さらに、北谷町がこの1つの地域ということになってはいますけれども、町長ともいろいろお話をしましたけれども、場所がなかなか特定できないなど、現在の情報ではですね。したがって、そういう情報収集というのを一緒にやっていきましょうというお約束をしたところです。ただ、今、手がかりが現実に余りなくて、メディアで名前等が知らされているのですけれども、なかなかそういうことに接近できない状況にあるということです。

○玉城義和委員 それは、もともと退役軍人の証言というのがあって、話が出

ているわけだから、そののところが聞かないと、この件は話にもならないと思うのです。だから、まず政府がやるべきだということを言って、県の責任がそれで済むわけではないので、それは政府がやればいいのだろうけれども、政府がやらないわけだから、沖縄県民からのそういう疑義、不安があるわけだから、当然これは県として人を介してもいいし、どういう方法でもいいから、その方と直接お会いして証言をとらないことには、始まらないのではないですか。

○又吉進知事公室長　そういうことを含めて政府でやっていただきたいと。政府におきましては、これは信憑性云々という話があるわけでございます。いずれにしても、県としては、できるだけことはしたいと考えておりますけれども、今のところ、そういった明らかな手がかりというものはないということでございます。

○玉城義和委員　外務省によれば、米側は報道された退役軍人の証言に幾つかの疑問があり、信憑性があるとは考えていないということであると。中身はどういうことですか。

○又吉進知事公室長　具体的な説明は、まだ受けておりません。

○玉城義和委員　事ほどさように、そういうことだから、門でとまってしまって、政府にやれと言っているけれども、政府は具体的なことは言わないと。それではどうにもならないではないですか。だから、どこかで突破口を開かなければならないし、そんなに金のかかる話でもないのに、その退役軍人がどこにいらっしゃるか分かりませんが、やはり何らかの形で接触をして、本質というか、真意はどこにあるのか、やはり確かめないことには始まらないのではないですか。

○又吉進知事公室長　私どもが知る限りでは、新聞報道で名前を上げられた退役軍人の方が、そういう証言をしていると。この退役軍人にアクセスする方策というのが、実はどうもはっきりしないのが現状でございます。したがって、政府において、この県民の声をしっかり受けとめて、調査をきちんとしてくれということを、再三申し上げているわけでございます。

○玉城義和委員　ちょっとくどいようだけれども、そのアクセスの方法は一県としては、その人と接触しようとして試みることはしているわけですか。

○又吉進知事公室長 情報収集はしております。ただ、今出ているのは、その新聞記事の範囲を出ないということです。

○玉城義和委員 ぜひですね、アメリカにもたくさん関係者もいるわけですから、どこかで聞くとか、この方の真意をぜひ確かめてほしいと思いますがどうですか。

○又吉進知事公室長 もしそういう機会がありましたら、確認はしてまいりたいと思います。

○玉城義和委員 一事が万事ですね、こういうことが1つ解明されて、いろいろなものが関連的に出てくるという可能性もあるので、やっぱりそういうことを軽々に見ないで、きちんと一つ一つ丁寧に対応してほしいと思います。だから、ぜひ知事公室長の責任で、この軍人と接触していただいて、真意を確かめていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

それから、先ほどの議論の続きですが、陳情平成21年第42号とか、同第46号とか、同第114号という、海兵隊のグアム移転協定等々に関するものでありますが、1つは、去年から、動きは少し米議会にもあって、私も実際に行ってみて何名か—フランク氏等に出て、いろいろな実感を持っております。米議会のきのう、きょうの動きも含めて、現段階をどう見るかという基本的な認識のところ、1つお伺いしたいのですが、まず、2006年の日米合意があって、それからこれは、9000人とか、8000人という家族とかそういう移転の話があって、2009年のグアム移転協定があって、これが102億ドルですね、日本の持ち分が7000億円ということで出てきているわけですね。それで日本政府も2009年からの件で、1000億円以上の拠出をされていて、2009年から2010年までには810億円がアメリカに拠出をされていると。しかしながら、アメリカの口座では750億円が滞留していると。これは要するに、グアムとの事業協定が契約ができないわけですね。グアムも非常にいろいろな意見があって、いろいろなことが続いてうまくいかないわけですね—私もグアムに行ってみましたが、よくわかりましたよ。それで口座に750億円、これは日本が出したものですが、それが滞留していると。それが今度のことで、結局凍結をされたということですよ。グアムとの契約は、わずか220億円ぐらいしかできていないということが報道されていますね。いかにグアムとの関係も難しくなっているかというのは、これでよくわかるわけですよ。それで今度、議会で凍結をされたと—1億5000

万ドルですね、日本円でいえば約120億円ぐらい、削除されたということになっているわけですね。この一連の流れの源流というのは、そもそも普天間飛行場の辺野古への移設ですね。移設という問題があって、ここから流れが発して、レビン委員長とかウェブ議員などは、彼らの認識の仕方というのは、普天間の辺野古への移設はもう不可能だという基本的認識に立って、今度の予算の削除凍結が出てきているわけです。そうすると、この一連の流れの中でいろいろな要素が入っていますが、今現在の状況認識として、どうするかということを知りたいわけですが、要するに、レビン委員長とか、ウェブ議員にとっては、普天間飛行場の移設は不可能だという認識があって、こういう予算の削除等々になっていると、私は認識しているわけですが、その辺の認識は共通に持っていますか。

**○又吉進知事公室長** そのあたりにつきましては、私どもも間接的、直接的に、こちらの情報収集事業という形で収集しております。しかしながら、このグアム再編、ロードマップに関する全体の予算というのは、凍結されているのが、解除する要件としては4点ほどあって、1点目が太平洋コマンドエリアにおける米軍再編案を政府でつくること、さらに、2点目がグアム再編のマスタープランをつくること、そして、3点目に普天間飛行場移設案の目に見える進展というのがあって、4点目にグアムのスケジュール等の統合計画をつくれというものがある、この流れの中で、単年度予算である1億5000万ドル余りが今回削除された。したがって、その凍結された部分というのは、まだ生きているのだというのが一般的な理解であろうと思います。したがって、これを今後、先ほど申し上げた4つの条件がどう進展するかということが非常に重要になってこようと県は考えておまして、とりわけ、普天間飛行場の移設につきましては—これは県は引き続き県外移設を求めている中で、それはどのように動いていくかということに注目しているわけでございます。

**○玉城義和委員** 客観的にはそのとおりであって、非常に複雑な方程式になっていて、いろいろな流れがこう一支流もあるし、主流もあるわけです。私が言っているのは、その中で我々の立場に立ってグアムとの協定の問題とか、アメリカの国内の話もいろいろからんでいるわけですがけれども、その中でも、特に普天間の問題に視点をおいて考えるのであれば、今申し上げたように、レビン氏とか、ウェブ氏の一つの考え方というのは、普天間飛行場の辺野古への移設はかなり難しいと。したがって、そこから派生して、今言った3つの条件も考えられてきているわけです。だからそのことについて、沖縄県として、今いろい

るな要件がある中で、普天間飛行場の辺野古移設というのは、非常に困難だという認識がそこにあることは、共通点として考えられますかということを知っているわけです。

**○又吉進知事公室長** これは、知事も米国に行きまして主張してまいりましたが、けれども、現在の普天間飛行場の辺野古移設案というのは事実上困難であると、不可能に近いということを申し上げた上で、しかしながら、普天間飛行場の固定化の問題は喫緊の課題であって、これを固定化することはできない。さらにもう一つ言えば嘉手納統合案は住民にとって認められるものではないと。この3点につきましては、明確に主張してございます。

**○玉城義和委員** 主張しているのはこっちもわかっているのです。だから、今回の米議会での一軍事委員会での一連の動きというか、きのう、きょうの、決定みたいなものについての意義というか、それを我が普天間問題と引き寄せてどう考えるかと、こういうポイントを聞いているわけです。

**○又吉進知事公室長** 代替施設の問題につきましては、これまでの民主党政権誕生以来の経過から、県は明確に県外移設を求めるといっているわけでもございまして、そのことが、一定程度反映されたのかなという感じはします。ただ、レビン委員長と知事の会談というのもあったわけですが、要素は、さまざまな米国の財政の問題であるとかということもあるようでございまして、そのあたりは、もうちょっと勉強してまいりたいと考えております。

**○玉城義和委員** それはもう当然のことであって、いろいろな要素が入っているわけではありますが、その引き金となったものというか、動機というか、私はそういうものをレビン氏にしても、ウェブ氏にしても、沖縄にきていかに沖縄世論がかたいかということ、よくわかったわけです。彼らはそういう意味では非常に感性は高いですから、世論には敏感であるわけで、日本の政治家みたいに鈍感で一向に聞く耳を持たないというようなことはない。それに、アメリカの財政難も含めてこういう流れになっているということで、私は現状の段階は、少なくとも米議会においては、普天間飛行場の辺野古移設というのは非常に難しいと、困難であるという認識になっているということは、はっきり言えるのではないかと考えております。それで、これからの対応ということですが、そもそも私は普天間の移設問題がこうなってきたのは、例えば1996年の普天間基地の移設条件つき返還のときに、橋本・モンデール会談があつて、そのとき

に大田元知事に電話がかかってきて、県内移設ですよと言ってきたときの沖縄県の対応というか、やはり大田元知事は、いや、これは長期にかけて少し相談をする必要があります、とこう言っているわけですが、橋本総理は、いや、もうそんな時間はないのだ、次は記者会見をして発表するのだ、と押し切っているわけです。その後、時間が流れて、何となく県内移設みたいなものがフアジーになって、するのか、しないのか、わからないような時期が、1年ぐらいあったのです。一知事公室長はよくわかると思います。名護市長選挙の投票二、三日前に、そういう話がもう一回出てきてしまったということがあると思うのです。その間の1年何カ月で、人の道に反するような話も内閣官房長官から出たりして、非常に混乱をしたわけです。要するに、我々が基本的に要求したのは、普天間基地の閉鎖なのです、撤去なのです。そもそも県内移設を我々が要求したわけではないのです。そこのところに、私は最初のボタンのかけ間違いがあると思うのです。だから、今日の事態の中でアメリカ政府への要請も、ややもすれば、沖縄県が反対をしたからこんな事態になったのだと、だから固定化しても、それは皆さんの責任だとかぶさってくる可能性が強いわけです。こういう事態については、どういう認識をされていますか。

**○又吉進知事公室長** 今、玉城委員が御指摘になった流れは、それはそうだと思います。しかしながら、県内やむなしという時期があったわけでございまして、名護市長を初め、県民の多くがやはり今おっしゃったような、普天間飛行場の危険性の除去というものを、喫緊に進めなければならないという共通認識のもとに、県もその方針をとっていたわけですが、やはり民主党政権がああいう形で、別のこともできるのだと、県外もできるのだというような選択肢を与えた上で、さらに舞い戻ってきて、その説明をしないという事態の中で、知事も、県内に持ってくる理由が説明されていないという観点から、県外移設を求めているわけでございます。したがって、この流れを考えますと、沖縄県民が膠着した原因者であるという、その指摘は当たらないと思っております。

**○玉城義和委員** そのとおりだと思います。だから今のこの事態は、私はやっぱり原点に戻るといって、いつの間にか県内移設も県民の責任だみたいな、それを受託するか、しないかも、県民の責任だみたいなことにすりかえられていて、何となく、県内で自己撞着をしまっているわけです。それをほぐさなくてはいけないわけです、基本的に。だから、今の事態をきちんと受けとめて、県として今の事態をどう展開していくかという戦略を立てませんと、結局、日本政府も、アメリカも含めて、沖縄県が追い込まれるということとされると、

これは我々としては非常に不本意なので。我々から普天間飛行場の県内移設を求めたことは一遍もないわけで、要するに、これは日本政府一橋本政権の時代に橋本元首相がそう言ってきたわけで、それについて、大田元知事も明確にそれは結構ですと言ったことはないわけです。そういうものがだんだん既成事実として、何となく積み重ねてきて、歴代知事の中で非常に浮き沈みはありましたが、濃淡はありましたが、場所の変更もありましたが、何となく受けるも、受けないも、沖縄の責任みたいになってしまったところが、私は、我々の戦術的な負けだと思っているのです。だから、今回、こういう事態の中で新しく原点に戻って、我々が求めているのは普天間飛行場の閉鎖と撤去なのだということを、明確に打ち出しておかないと、政治的な力関係からすれば、沖縄県知事が追い込まれる可能性も、なきにしもあらずだと思うのです。その辺の対応はいかがですか。

**○又吉進知事公室長** 今、玉城委員がおっしゃった中で、つまり原点といえますか、喫緊の課題は、おっしゃるように普天間飛行場をどうするかと、早くこの危険性を除去しなければいけないということであります。そこで、さまざまなプロセスが出てきたわけでございますけれども、日米両政府においては、その原点を忘れることなく、やはり沖縄に真摯に向き合うべきだろうと。その部分については、日米両政府とも十分な配慮を払っていないというのが、県の考え方でございます。

**○玉城義和委員** 政治的環境としては、非常に、困難というか、ぼろぼろになりながら、日本政府は、やはり相変わらず思考停止状態を続けていて、みずから局面を打開する力は、もはや持っていないということで、要するに、官房長官は、きのう、環境影響評価書を出して、その手続的なことを進めるということ相変わらず言っているわけです。そういう意味では、全く政治的に、主体的に、事を打開するという意思も力も、もはや持ち得てないという感じを受けるわけです。本会議でも出たわけですが、私は知事の断固とした意志表示というか、現在のこの状況を打開するという、この一連の動きについては、県知事としてはやはり明確な事態認識と対応についての方針を出すべきだろうと思うのです。その辺のところでの考え方はありますか。

**○又吉進知事公室長** 防衛大臣、外務大臣、その他あるいは事務次官等がアセスメントを今年度内に出すために準備していると、出す方向で準備しているということはおっしゃっているわけですが、その都度、知事は県外移設を求める、

県内移設は事実上不可能だということを一辺野古の移設は事実上不可能だと申し上げているわけでごさいます、そういった意味では、知事の姿勢は明確であると思います。

**○玉城義和委員** 名護市長が、2月の初旬に単独でアメリカに行くということで、準備を進めているようですが、そして、市民団体なども1月の中下旬に、少し数をふやしてアメリカに行って、いろいろな市民団体等に会うということになっているようです。この時期にアメリカの議会に対して、沖縄県民の世論を訴えるというのは、私は非常に重要なことだと思うのです。一緒に行くか、行かないかは、別にしても、県としても一前回は知事も行かれて、一定の成果ということではありますが、この時期は非常に重要な時期なので、何らかの形で県として、アメリカの議会にといいますか、政府に訴えるというような方策は、考えるべきだろうと思うのです。アメリカにも上院、下院を含めて日本クラブみたいな、日本にシンパシーを持ったような人たち—議員がたくさんおられて、その人たちに、議長からも手紙を送って、返事も幾つか来ているのです。そういう運動も含めて、沖縄県としてもぜひ何らかの形で、米議会への働きかけを、このタイミングでやっていくべきだろうと。そうしないと、先ほど言ったようなことで、攻め入られるというか、そういう事態も起こるので、むしろ逆にこちらから、いろいろな意味で働きかけをするというか、攻勢をかけるということが重要だと思います。その辺は何か方策をお持ちでしょうか。

**○又吉進知事公室長** 米側にこれまでもやってまいりましたけれども、有識者、政府、議会筋、それぞれございますけれども、この沖縄の立場、沖縄県の状況、知事の考えといったものを伝えることは、極めて重要であるという考えでは同じでございます。ただ、その方策につきましては、過去の訪米の成果も含めまして、改めて検討をする必要があるかと考えております。

**○玉城義和委員** 非常に重要なポイントというか、重要な局面に立っておりますので、緊張感を持って、頑張ってくださいと思います。

**○渡嘉敷喜代子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
上原章委員。

**○上原章委員** 1点確認させてください。84ページ、陳情第144号の中で、基地問題の解決を訴えるための大型要請団の編成ということで、2の項目の沖縄

の基地問題は日本政府を介せず、自主的に独自に国際社会に訴えることで、処理方針で県としては、我が国の安全保障にかかわる沖縄の米軍基地問題は、政府が責任を持って早期に解決すべきものと考えているという、この処理方針なのですけれども、今回、安保研究課を来年4月に、基地対策課に知事公室長のもとに置くことが報道であったのですけれども、この安保研究課を設置するという中身を教えてもらえませんか。

**○又吉進知事公室長** 名称は安保研究課になるかどうか、今のところ確定ではございません。ただ、これは知事の指示もございまして、やはり沖縄がこの戦後の歴史において、我が国の安全保障政策、ひいては米国の世界戦略といえますか、そういったものの影響を大きく受けてきたと。したがって、そういうものを理解することが、どうしても県政が国に一例えば基地問題の解決を求める等に当たっても、非常に重要であるということで、これまで情報網としては、どちらかという、間接的に政府から来るものであるとか、あるいはマスコミから来るものであったわけですが、新しい専門家等のチャンネルをつくって、県職員が主導する形で、沖縄の安全保障に対する考え方といったものを構築できないかと。さらに、ひいては津波でありますとか、テロでありますとか、世界的な危機という問題と沖縄への影響ですね、そういったものまで一つ考え方をまとめていこうと、そういう目的でございます。

**○上原章委員** 今、知事は公約として、普天間基地を県外、国外だという話をされているわけです。もう辺野古に関しては不可能だということで、国にずっと申しているわけですが、この安保研究一要素するに、日米安全保障条約の中身のありよう、また、沖縄にいる海兵隊が、本当に抑止力として必要性があるのかということも含めて、この県外移設を求める一つの理論的な部分を、県がしっかり安保研究課で構築して、県内移設というのは県の立場で、これは受け入れないという、そういう思いもこの中にはないのですか。

**○又吉進知事公室長** 直接、この安保研究課で、県外を求める理屈をつくることにはならないと思いますけれども。例えば、海兵隊の存在意義といったものについて、抑止力とは何かということで、政府に問い合わせているわけですが、いまだ具体的な回答は返ってきていない。その回答が、県民が納得できるものになるのかも、現時点ではよくわからない。したがって、みずからこういうものは調べていって、政府にぶつけるというような行動を、県としてとらなければならないということがございます。その上で海兵隊の存在意義、ある

いは、普天間飛行場がなぜ沖縄に必要なのかといったことも、基礎的な部分で情報収集し、さまざまな御意見を承るという行動をやろうと思っております。

**○上原章委員** これまで、どちらかというと、国に任せていた日米安全保障の問題を、県が自主的に作業に入るとするのは、僕は非常に重要だと思っているのです。沖縄県がそういったものをしっかり確認をして、ある意味では、沖縄に基地を持っていくのだというのが、政府または日本国の中で、当たり前みたいな形になっていた歴史があるわけですので、ぜひこれをはね返すような形で、沖縄県の声や、しっかり裏づけをもってやるべきかなと思うのです。具体的に安全保障のあり方というのを、沖縄として、これからアメリカにその拠点を置いてやるということなのですから、構成メンバーというか、外部の声もどういう形で吸い上げというか、調べる形をつくっていくのか、具体的な中身があれば、教えてもらいたいのですけれども。

**○又吉進知事公室長** まず、この分野に詳しい一当は安全保障ですけれども、日米関係でありますとか、そういう研究をした専門家のピックアップを現在始めております。そういった方々が、県の仕事にかかわっていただけるというこであれば、この方の置き方はいろいろあると思います。新しい課に何らかの形でかかわっていただくことが1つあります。もう一つは、米側に情報拠点を置きたいと。これはマスコミ等からの情報に頼りがちなので、直接米議会における議論や、米側で主流になっている安全保障論を、県として収集できる体制、そういったネットワークづくりを行い、きょうのような報道があったときに、県としての理解と見解を、すぐにまとめられる体制をつくりたいと思っております。

**○上原章委員** 先ほどの米国の議会でも、グアムに対する予算の関係や、アジア太平洋の中でオーストラリアの海兵隊を受け入れる、米軍の再編のあり方とか、いろいろな形で動きが出ている気がします。その辺のところの情報を、県がしっかりと収集して、沖縄県から具体的に固定化を解決するための、県外、国外というしっかりと裏づけを持って、議論も持って、日本政府にこういった形で県外に普天間基地を持って行ってくださいということも見据えて、最終的に安保研究課の中で詰めてほしいと思います。今、アセスメントが年度内、来年は明らかに県知事が持っている埋め立ての権限を、今の政権が最終的に強行して、抑えつけてくるような可能性もあります。それを絶対に許してはならないという思いがありますので、その辺も見据えてやっていただきたいと思いま

すが、知事公室長の見解をお願いいたします。

○又吉進知事公室長 今、委員のおっしゃるように、沖縄県が抱えている普天間飛行場の問題も含めた、基地負担というものを最終的に解消するために、研究機関をしっかりと活用していく目的が明確でございます。そこはそういった原点を忘れずに、組織体制なりをつくっていきたいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 21ページ、陳情平成21年第51号の米軍実弾射撃訓練被弾事件についての陳情についてお聞きします。処理概要で平成21年12月4日に那覇地検に事件送致したところでありますとなっておりますが、その後、何か変化はありましたでしょうか。

○古波蔵正刑事部長 処理概要にありますように、平成21年12月4日に軽犯罪法の第1条第11号違反で事件送致をしております。検察庁においては、同月の8日に不起訴処分としております。一般的に申し上げまして、捜査は検察官の処分の段階で終結となります。また軽犯罪法違反の時効が1年でありますので、既に時効が経過しておりますので、さらにその罪を問疑することは現在しておりません。

○新垣清涼委員 そうしますと、この事件については何も言えないということで、理解してよいですか。

○古波蔵正刑事部長 現時点では、捜査は終結したと考えております。

○新垣清涼委員 次に42ページ、陳情平成22年26号の処理概要2のところ、貴重植物の移植状況についての結果は、防衛局が判断してやるべきだとなっております。それは沖縄防衛局から貴重植物の移植後の経過について、公表があったのでしょうか。

○下地岳芳環境企画統括監 米軍基地関係特別委員会委員の皆さんの視察の段階で明らかにされた生存株数が、平成21年11月19日です。平成23年3月23日の現地調査の際に明らかになったものがあります。最終的にきょう現在ですと、

N4地区で4種について移植をしており、マメヒサカキが3株移植して1株生存です。またヤナギバモクセイが6株移植して、3株の生存。トサカメオトランが1株移植して、1株生存。キノランが1株移植したが、生存なし。それからH地区については、ミヤバシロバイが5株、ヤナギバモクセイを9株、オキナワヤブムラサキを19株、リュウキュウウコンテリギを8株移植しておりますが、これらについてはすべて生存しております。

○新垣清涼委員 次に73ページ、陳情第40号のホバリングの件についてお聞きします。処理概要で改めて、その日は通常訓練をしていたと。しかしテントの破損との因果関係は明らかになっていないと。防衛局に照会をしているということですが、その後変化はありましたか。

○又吉進知事公室長 その後新しい情報はございません。

○新垣清涼委員 ホバリングについて一皆さんも現場に行かれたということなのでおわかりかと思います。通常の訓練であるようにテントが舞い上がって、ひっくり返るということは、今後オスプレイが配備されたとき、さらに離発着のときに今のヘリコプターのように下に風を送るわけですよ。そうしますと大変なことになるとと思いますが、どのように認識されていますか。

○又吉進知事公室長 この事件にかかわらずオスプレイは、ダウンプラストが強烈であるという情報があります。とりわけ北部訓練場、普天間飛行場の住民地に対してダウンプラストなど、一部には高熱の排気煙が出るという情報もあります。この2点については、この2カ所の影響をしっかりと明確にするようにと、県は29項目の質問状を出しております、その中に入れてございます。

○新垣清涼委員 今おっしゃるように、風も強く、熱風も出すとなると、先ほど貴重種が移植して3分の1や半分、あるいはほとんどが大丈夫だという調査結果がありました。こういった大事な動植物がいるところに、しかも住民の近くにオスプレイなどが配備されると、近くの住民の方も、沖縄県の貴重な動植物についても大変大きな影響があると思います。そういう意味では、このことが解決されない限り、県はオスプレイ配備について反対であるということ、明確にするべきだと思います。

○又吉進知事公室長 まず、現時点で反対しておりますが、その理由は開発の

初期に死亡事故が起きている。県民が不安を感じている以上は、反対すると申し上げております。したがって、まずは県が示した29項目に真摯に回答していただきたいということが、現在の県の立場です。

**○新垣清涼委員** 東村高江区については、米軍はC H46のかわりにオスプレイを配備すると言っているわけですので、そういうことからすると、東村高江区にも当然オスプレイが訓練で行くわけです。東村高江区は特に住民地域に近いところに建築予定がされていますので、これも県として、オスプレイの問題が解決されない限り、東村高江区についても、現時点では少なくとも工事をストップすることを求めるべきだと思いますが、どうでしょうか。

**○又吉進知事公室長** 先ほど申し上げましたように、東村高江区と普天間飛行場周辺につきましての影響は、県としても懸念しているわけですので、質問状を出していると。したがって、その質問状にしっかりと明確な回答をくださいということが、現在の立場です。

**○新垣清涼委員** ですから東村高江区の工事についても、そのことが解決されない限り、今の時点では工事をとめてほしいということは、求めるべきだと思いますが。

**○又吉進知事公室長** まずは県の質問状に回答してくださいということが、現時点での県の立場でございます。

**○新垣清涼委員** 次に66ページ、陳情第6号の4の日米地位協定についてお聞きします。きのう與儀功貴君の遺族を支える会の皆さんが外務大臣に会って、署名を提出しながら日米地位協定の改定を求めていました。これまで政府は、日米地位協定の改定について、米側に対して提起をするという方針でした。66ページに、政府においては、日米地位協定の改定を提起するとしており、と皆さんの処理方針にもあります。きのうの新聞記事に当分は運用改善と出ていましたが、外務大臣の発言からすると、政府の態度は後退したという認識でしょうか。

**○又吉進知事公室長** 改定といいますか、見直しを県が求めてきたことに対して、運用の改善が最も早い道であるということ、かねがね言っているわけでございます。その一方で、処理方針にありますように、民主党政権は、日米地

位協定の改定を提起すると言っています一県は公約と受けとめています。ですから、提起するという公約の部分が、どのようになっているのかというところを、再三問い合わせているわけですが、従前どおり運用の改善でもって対応すると言っているわけでございます。公約の面では、後退といいますか、取り組んでいないというのが県の考えです。

○新垣清涼委員 次に92ページの陳情第191号の枯れ葉剤についてお聞きします。県は直ちに環境調査を実施することは困難だと考えています。ということですが、新たな事実関係の情報収集に努め、適切に対応したいということが述べられています。軍雇用員で退職された方が、それらしき物ではなかったのかということで、新聞記事に出ていました。軍を退職された方に接触されていますか。

○又吉進知事公室長 接触はしておりません。

○新垣清涼委員 確かにそれは枯れ葉剤だという確証はないと、記事にも書いてあるけれども。しかし、米軍を退役した方も北谷のどのあたりに埋めたという話や、あるいは軍雇用員を退職された方の話だと、国道58号線から30メートル奥の倉庫群であったとか、ある程度場所などの話があります。やはり情報収集をされるということであれば、こういった作業をやるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○又吉進知事公室長 基本的なところで、そういった具体的な事実確認を含めて国の責任でやっていただきたいということが1点です。さりながら、そういった証言をされた方につきましては、新聞報道の範囲ですけれども、要請のときに北谷町長ともお話をさせていただいたのですが、一緒になって例えば、地元でございますので、今、委員のおっしゃったような情報交換をやっていきたいと思いますと一県はそういう情報を持ってないわけですけれども。北谷町と密接に連携をとって、そういった事実確認はやっていくべきだと思います。

○新垣清涼委員 国の責任でということは、確かにそうです。ところがこの経過からしても、外務省は米軍に問い合わせをしたらそういった資料は見つからないとか、そういった証言については疑義があるとか、非常に消極的な態度です。総じて日本政府は、沖縄県民のそういった要求に対しては、何か冷たい感じを受けます。流弾事件についても、すぐに中に入って調査をしたら、もっと

違う結果が得られたのではないかなと思っています—入れなかったわけですよ。そういったことからしますと、やはり日米地位協定の問題もそうなのですが、なかなか沖縄県民の声を代表するのではなくて、米国の顔色ばかりうかがっている日本政府という印象を、非常に強く受けています。そういう意味では、やはり県は県民の生命、財産を守るためには、県内にそういった枯れ葉剤やダイオキシンなど、県民の健康に被害を及ぼすおそれのあるものを、米軍が持っていた、それらしいものがあつたという証言があれば、そこは接触をして一つ一つを抑えていく。そして、事実関係を明らかにしていく必要があると思います。ぜひその辺を北谷町と協力をして—いろいろな市民団体からも情報が寄せられています。そういったことについても、ぜひ確認していくという作業をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

**○又吉進知事公室長** 委員のおっしゃることは大変重要だと思います。ただ、結果として、これがどういった背景があるかわかりませんが、先ほど環境生活部からも話があったように、今のところダイオキシン汚染といった具体的な現象が起きていないことが1つ。もう一つは、それで健康被害を訴えている方が具体的に沖縄にはいらっしゃらない—潜在的にいるかどうかはわかりませんが、そういうことを考えると、今のところ、やはり事実関係の確認をやっていくということについては、県として今でき得ることをやっていきたいと考えております。

**○新垣清涼委員** 今、環境調査の中では、米軍基地周辺のダイオキシンの調査をされていますが、中についてはできないわけですよ。そうしますと、例えば嘉手納基地や、普天間飛行場の中にはあるかもしれないですよ。我々が調査に行こうとしても、今は行けないではないですか。そういう意味では、やはり外のほうでいろいろな証言を押さえながら、やっていく必要があると思います。来年は復帰40周年で、先ほどもありましたように、安全保障問題を考える課が新設されるようです。その中には特に、米軍との関係で日米地位協定の問題もあります。もう復帰40周年なのだから、ここは沖縄県から日本政府と米国に、差別扱いされていることを終わらそうということをしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

**○又吉進知事公室長** 今の委員の発言は大変重要だと思います。少し表現は違うかもしれませんが、やはり基地の負担を背負っているのは県民でございます。その県民の負担をいかに減らすかという意味で、やはり復帰40周年を迎えるこ

の時期においても、まだまだ解消されていないという自覚のもとに、さまざまな基地負担の軽減を求める、あるいは調査も含めまして施策を進めてまいりたいと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、玉城義和委員より質問漏れがあると申し入れがあり、委員長の了解を得て、質疑を認めた。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 非常に重要だと思われまますので質問します。

陳情平成20年204号、陳情平成22年第149号外です。きょうの新聞の政府の答弁書ですが、照屋寛徳代議士の質問主意書に対して、政府は答弁書で、埋め立て代執行ができるという見解を閣議決定して述べています。これについて、県の考え方をお聞かせください。

○又吉進知事公室長 埋め立て許可申請ということにして、現時点でそれがどういった形で出てくるかということは、予測できない部分がございます、その上で何とも言えないわけです。観点としては、ちまたで言われている特別措置法が必要なのか、あるいは、現行法制になるかという論点であると思います。それについて、政府は一般論で述べたと承知しております。

○玉城義和委員 新聞しか見てないのですが、地方自治法第245条の7項は法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認める、著しく適正を欠く、公益を害している、こういうときには是正また必要な指示をすることができるということです。今、知事公室長がおっしゃった一般論という中身はこういうことです。これについての見解はどうか。

○又吉進知事公室長 条文どおりに解釈するしかないわけがございます。その答弁の中で、政府はたしか一般論であるがと前置きをしていると思います。したがって、当面の問題になっております代替施設の問題について、それが適用されるかされないのかと。あるいはどういった観点になるかということは、現時点では県としても、確としたものを持っておりません。

○玉城義和委員 こういった沖縄県民の総意にかかわる問題、そして知事の重要な施政に係る問題で、この時点でこういった答弁書を出すということに日本政府の姿勢があらわれていると思います。沖縄県民に対する誠心誠意と言いながら、このような微妙な時期に、こういったことを出すこと自体が問題だと思います。私がお聞きしたいことは、一般論としてということではなくて、政府がこういった考え方を出してきたということについて、率直に沖縄県の立場、対応はどうかということです。一般論もわかるし、中身もわかります。もうちょっと政治的な意味で、このようなことを出してきたことについての、沖縄県の立場はどうかと、どう感じていますかということです。

○又吉進知事公室長 1点目ですが、普天間飛行場代替施設を辺野古に移設する案について、県は事実上不可能であり、県外移設を求めるという立場には変わりはありません。したがって、手続でどうなるかということですが、そこは地方自治体の立場として、法令にのっとって進めなければならない立場もあるわけでございまして、実際に事態がどのようになっていくかということは、今の段階では予測できない部分がございますが、知事の公約の原点は忘れずに対応していきたいと思います。

○玉城義和委員 せんだっての一般質問で、議員の質問に対して知事の埋め立ての承認、不承認については、これまでの立場を踏まえて判断するとおっしゃっていました。それをどうとらえても、我々からすれば知事のこれまでの立場から考えると、承認して埋め立てて結構ですということにはならないという議員全員のとらえ方だと思うのです。そういう意味では、知事公室長は一般論と言いますが、こういった決定が法令の規定に違反する、あるいは著しく適正を欠く、公益を害しているという関連でどうですか。

○又吉進知事公室長 現実問題で、法が想定しているような法令に違反するとか、公益という関連がどのように主張されるのか、どのように処理されるのかは現時点ではわからないわけでございまして、そのことに対して、現時点でコメントすることはできないと思っております。

○玉城義和委員 なかなかはっきりしないわけですが。私が言っている意味は、あらゆる法令を動員して、沖縄県民が反対しようと、知事が反対しようと、方法がありますよということを行っているわけですね。それ以外に何かありま

すか。特別措置法までいかななくても、今の地方自治法で知事が仮に反対しても、こういったことでできますと、可能ですということを行っているわけです。沖縄県にとってこれほどの屈辱はないですよ。これだけ言われていて、そういう説明しかできないのですか。もう少し腹をくくって物を言ったらどうですか。この問題は非常に重要なのです。日本政府は沖縄県知事がどうしようとやりまうと言っているわけです。それに対してこのような答弁ではだめです。どういった法令を動員してでもやりまうと日本政府は言っており、沖縄県民に対して挑発しているわけだよ。

○又吉進知事公室長 県外移設を求める考え方には変わりはないという答弁をさせていただきたいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時24分 再開

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

午前中に引き続き質疑を行います。

ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 20ページ、陳情平成21年第51号米軍実弾射撃訓練被弾事件に関する陳情です。刑事部長、処理方針について理解できますし、何度も議論はしました。平成21年12月4日で、軽犯罪法は1年間の時効です。送致の遅くなった原因は何ですか。

○古波蔵正刑事部長 事件発生から鑑定あるいは各種照会、協議を重ねたり、あるいは米軍への立ち入り要請などをしたり、文書のやりとりなどがあり、事件送致が遅くなったというのがございます。

○吉田勝廣委員 具体的に話してくれませんか。

○古波蔵正刑事部長 事件発生から鑑定、各種照会や協議を重ねまして、段階ごとに米軍等と調整を行いました。米軍側とのやりとりの中で、文書での要請

あるいは翻訳、米軍側による上層部への報告等で時間を要したというのがございます。

○吉田勝廣委員 米軍とのやりとりは、大体6カ月、7カ月ぐらいですか。事件発生後どれぐらいですか。

○古波蔵正刑事部長 問題点があるたびに、その都度調整しておりますので、事件発生から平成21年12月4日に送致しておりますが、その間、その都度米軍側と調整しておりますので、この問題でどのくらいかかったということは、一概には言えません。

○吉田勝廣委員 前はそういった話をしていました。こういったことで照会をして、このように照会を繰り返して、何回もやったけれどもなかなか米軍が認めてくれなくてと。私が本会議で県警本部長に、結局立ち入り調査をするときにはどこの部隊がはっきり不明瞭ですと、その兵隊がいなかったから知らない、その当時演習した部隊がどこか行ったりするので。早くやらないと泣き寝入りといいますか、やられ損になりますという話もしました。ここはやはり、壁があるということです。ただ流れ弾がどうなのかということで。明らかに米軍の物だとわかるわけだから。私もいろいろな基地を見て回っていますが、例えば北富士や東富士演習場は、跳弾に対する決め方があるのです。跳弾を防ぎたい、手段はどうするかとか。跳弾を防ぐためにはどういった手段を持って、どういった演習のときにはこのようにやりなさいという、指針みたいなものが、協定の中にもあります。私は明らかに跳弾だと思っていますので、刑事部長もそういう話をしましたので。刑事部長としては、これは跳弾なのか、米軍の弾であることが間違いないから事件を送致したと思いますが、その辺の話をお願いします。

○古波蔵正刑事部長 弾丸が米軍のものと同種であることは間違いございません。ただ弾芯に線状痕がなくて、そのために被疑者の特定に至らなかったということがあります。弾丸自体は米軍の物であることは間違いありません。

○吉田勝廣委員 米軍の物だけれども、なぜそこに被弾したのかということはいわからないのですか。

○古波蔵正刑事部長 その点については解明に至っておりません。

○吉田勝廣委員 それでも送致できるのですか。

○古波蔵正刑事部長 送致は被疑者不詳でございます。

○吉田勝廣委員 加害者不詳で送致したら、軽犯罪法どころではなくて、これが結局時効が2年だとしても、やった人が不特定だからある意味では不起訴になるわけですね。

○古波蔵正刑事部長 起訴、不起訴の措置は検察庁の権限に関することになりますので、それに関しましては言うことはございません。

○吉田勝廣委員 こういった事件はいつも加害者がだれかわからない、しかし送致はすると。送致はしたけれども不起訴になると。だからいつも泣き寝入りです。この事件に関して金武町伊芸の区民はいろいろなことをやっているわけです。いわゆる被害に遭った方は心労で亡くなっているのです。そういうことがあって新聞にも報道されていたけれども、結果的には加害者がわからない。米軍の物であった、新品であった、しかも演習があったと。こういったときには、その弾だけの場合には、もう弾芯の線状痕はなくなっているわけだから、そういうときは砲弾であれ、これはいつも同じような状況になりますか。今のよう状況が続くということになりますよね。

○古波蔵正刑事部長 どうしましてもライフルマークがなければ、発射した拳銃の特定ができないので、結果はこの案件と同じようになると思います。

○吉田勝廣委員 ですから、それを解明するためには早急な立ち入り調査が必要だと。だからこそこの部隊に早く行って、立ち入り調査をして調べない限り、この弾をどう使ったかを調べない限り無理ですね。それをまた米軍は認めない。その壁は何が作用していますか。

○古波蔵正刑事部長 県警察といたしましてはやはり事実解明のためには、立ち入り調査は非常に必要だと感じております。しかし、遺憾ながら米側がなかなかそれを認めてくれないということが実情です。その背景に何があるかは、我々では推しはかることができません。

○吉田勝廣委員 立ち入り調査はやるべきだが、米軍がなかなか認めてくれない。米軍が認めてくれない理由は、この文書の中で明らかになっていますか。

○古波蔵正刑事部長 米側からもらっている文書には、そういった理由は書いていません。

○吉田勝廣委員 どのような理由ですか。何度も立ち入り調査をお願いしたが、きょうは演習があるから、きょうは時間がないから、部隊がどうだというのがあるでしょう。

○古波蔵正刑事部長 米側の説明によりますと、いわゆる上層部への決裁に時間がかかっているということでした。

○吉田勝廣委員 ほとんどこのような感じでしょうか。

○古波蔵正刑事部長 そのとおりです。

○吉田勝廣委員 結果的にはそういうことだということですね。最近、レンジ7の演習を見たのですけれども。先ほど言いました東北富士では跳弾を防ぐために、事件・事故を防ぐようなことを地域と協定の中で結んでいます。もちろん自衛隊も含めて米軍は、自衛隊と同じような演習をしていると書いているので。そこで県に伺いたいことは、米軍基地はなかなか日米地位協定上できないこともよくわかりますが、そういった事件が起きて、レンジ7とレンジ10が会計監査からも不相当であると言われた演習場であり、現に今やっているわけですから、いわゆる標的です。レンジ7の演習場のときには、いわゆる機関砲が横に上下とか、ぶれないようにということで、安全性を保つと。しかしそれが軍事車両の上から演習をしたりと、なかなか安定性がないと。そういうことが標的も含めて、安全性を担保するような、申し出なり、ワーキングチームなどでもそういった議論ができると思いますが、その辺はどうでしょうか。

○又吉進知事公室長 過去に跳弾と思われる事件や、あるいは名護市での誤射ですとか、さまざまな施設区域外に弾丸が飛び出す事件がありまして、その都度、県は強く抗議をして、安全性の確保を申し入れてきました。それに対してその都度、射角制限装置ですとか、標的を住宅地域から離すという処理が行われていると聞いています。現在のところ、事あるごとに要求をしているという

ことですが、それが実際に本質的な解決になっているかについては、県もまだ納得していないところでございして、しっかりと確認をしてまいりたいと思います。

○吉田勝廣委員 やはり司令官も1年ごと、2年ごとにかわるわけですから、過去の事件がどのような時期に起きたかわからないわけです。同じような演習を繰り返して、より難度の高い訓練をするためにやるわけです。問題なのは標的があるからで、標的が例えば車両だと、それは跳弾の可能性が高いから、その標的はやはり吸収性の高い標的にかえていかないと、また飛び出すわけです。米国政府でも本土でも、そういったことがないような形に変更しています。そのところは米軍と交渉するとき、頭の中に入れていただいて、安全性を高めるために常に注意を払ってくださいと言わないと、米軍は常に人間がかわっていくたびに演習は実施したいと思っていますので、この辺はぜひお願いしたいと思います。

○又吉進知事公室長 おっしゃるように、住民に危険性が及ぶようなことは決してあってはならないわけでございます。それに対してどのような対策をとっているのか、それは過去の事例も踏まえながら、米側に今後も強く求めてまいりたいと思います。

○吉田勝廣委員 事故が起きるたびに言ってもだめなので、その前の対策が必要です。

次に86ページ、陳情第162号についてお聞きします。嘉手納基地を見ていると、いわゆる自由に基地が使えるという証拠だと思っただけけれども、外来機といってもこれは別にアメリカの飛行機だと、自分たちの基地に米軍機が飛来しようが何をしようが関係ないということが、米軍の立場だと思います。今まで嘉手納町議会は、外来機が飛んで来ていろいろな事件・事故を起こすから、外来機を制限をしてほしいと、艦載機であれ、米国本土の基地から飛んで来るものであっても、そういったことの解決方法はないのですか。

○又吉進知事公室長 直接の解決方法はなかなか難しいと思います。日米地位協定上、今委員がおっしゃったように自由に使えます。かつて復帰前は、それこそ大変なB52が飛んでいたり、やりたい放題でした。しかし、日米両政府は周辺住民に配慮する必要があつて、その認識のもとに合同委員会合意の騒音軽減措置が、さらに今般ロードマップ一再編実施のための日米のロードマップ

で言われました、訓練移転や岩国からの海兵隊機の訓練先を、グアムに持っていくということもを一つ一つ行われているわけです。県としましては、まだその効果は不十分、あるいはまだ見えないということを再三申し上げています。当面はあらゆる手を尽くして、地域住民の観点から騒音の低減を図ることをやっていただきたいということをごさいます。

○吉田勝廣委員 先ほどから知事公室長がおっしゃるように、例えば騒音の軽減策として嘉手納から岩国、グアムに持っていかうということもあります。しかし、それは騒音の軽減にはなると。しかし、日米地位協定上は自由に使えるということで、外来機がまた飛んでくるわけですね。要するに形では解消されるが、また戻ってきたり、訓練は自由にできるわけですから、それは騒音の軽減にはならない感じがします。建前上は飛行機を岩国に移したことにしましょうと。しかしまた、外来機は飛んで来る、艦載機は飛んで来る、F20もF18も飛んで来るわけです。問題なのは、1年間に外来機が何機飛んでくるか、これを調べたことありますか。

○親川達男基地対策課長 外来機の飛行の問題について、県、地元の三連協一嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会で申し入れを行った中で、沖縄防衛局がどういった実体かということを目視調査しております。現在報告をもらっている中では、平成22年4月1日から平成23年3月31日までです。調査時間は午前6時から午後6時でございます。その結果によりますと、嘉手納基地での運用は全体の約30%が外来機だということです。

○吉田勝廣委員 機数を言わないところが問題ですね。

○親川達男基地対策課長 報告の中では、回数の集計は出ております。

○吉田勝廣委員 先ほど言ったように、例えば、嘉手納飛行場から飛行機をどこかに移して騒音軽減になりますと政府は言うけれども、外来機が30%というのは大変なことです。ですからそれは、軽減になりませんということは、明らかになったので、これは今後の対策をどうとるか研究・検討してください。

次に92ページ、陳情191号についてお聞きします。枯れ葉剤について、環境関係から言いますと、1973年日米合同委員会で、環境に関する協力に基づき立ち入り調査を求めるとともに、書いてありますけれども。投棄物が発見されたと書いてあります。この1973年以降、その投棄関係からいうと、大体どれく

らいそのことによって、基地に立ち入り調査をしたのですか。

○下地岳芳環境企画統括監 処理方針の中で投棄された場合と書いてあるのは、今後の課題として、要するに陳情の趣旨が具体的な場所があったら、それは立ち入り調査をするべきではないかというものでした。我々としてはそういった具体的な場所が、基地内であれば、1973年の合意に基づいて立ち入りを求めますという方針です。我々が基地内に立ち入る際の、立ち入り申請の状況でございますけれども、平成8年から、トータルで、現在38件の申請をしております。不許可となったものが9件、保留が1件です。

○吉田勝廣委員 後で、どこの基地でどういった投棄物があって、立ち入り調査をしようとした一覧表があったらいいのですけれども。ここではもう議論しませんが、どうですか。

○下地岳芳環境企画統括監 ただいまの資料については、事務局を通じて提供いたします。

○吉田勝廣委員 この合同委員会の環境に関する協力についてという報告があったということを、復帰直後ですから沖縄県が知るまでにかなり時間がかかったわけです。それと同時に恩納村にPCBがありましたね。恩納村でPCBが発見されて後に、米軍はPCBについて処理した部分と、あるいは処理されていない部分があるわけです。要するに米軍で、返還前に発見されたPCBは米軍が処理をする、返還後に発見されたPCBは日本政府が処理すると、日米地位協定でそうなっていますので。そうしますと、米軍が発見した、PCBが、完全に撤去されたかどうかの確認はされていますか。そこはこの条例に基づいて、入ったことがありますか。

○下地岳芳環境企画統括監 恩納村の通信地跡の返還地跡のPCBを含む汚泥につきましては、国が責任を持って処理をするということで、現在、PCB特別措置法に基づいて全国に5カ所の処理施設がございます。沖縄県は北九州市で安全に適正に処理するという確認をしています。構成する県は四国地方4県、中国地方、九州、沖縄県と17県で構成されています。そのPCBに関する処理をするということで、平成28年までの予定で動いています。

○吉田勝廣委員 もう一つ聞きたいことは、返還後にも出てくるので、一番問

題なのは米軍です。実際にわかっているにもかかわらず、立ち入りを不許可にするのですから。その米軍がはっきりとPCBの汚泥を全部取ったのかという確認はだれがしますか。

○**下地岳芳環境企画統括監** 外務省が大使館より報告を受けたところによればという情報ですが、平成15年1月から平成16年4月までに4回、要するに基地内で見つかったPCB廃棄物の搬出が行われ、平成16年4月時点で、日本国内に保管されていたすべての使用済みPCB含有物質が、搬出されたことが確認されたということです。

○**吉田勝廣委員** それも必要です。それが例えばPCBは有害物質で猛毒だから、搬出の方法も公表したりするべきですが。要するに、そういった米軍に発見された物の、確認・検証です。これが汚泥物であれ何であれ、また地下に潜んでいる不発弾にしる、彼らは穴を掘って不法投棄を幾らでもやるのです。要するにその確認です。米軍を信用するかしないかは別として。

○**又吉進知事公室長** 御質問のケースは幾つかあるかと思いますが、まず、その米軍が使っていた施設が返還されて、そこに有害物質が残っていた場合。もう一つは米軍自身が現在、有害物質を保有していて、それが何らかの形で民間地域に漏れてきた場合。あるいは実際に米軍地域で使われているけれども、情報としてない場合。いずれのケースにつきましても、先ほど委員がおっしゃったように、まずは米軍に管理責任がある場合は、米軍が処理すべき、また漏れ出してきたときも同じです。そこで国内法の適用をする。また返還跡地については、特別措置法等の趣旨に沿って政府が責任を持って処理をします。なかなか委員がおっしゃるように、米軍が今ここにありますが、いい加減に扱っていませんということは恐らく言わないので、そういった枠組みの中で、県としては、そこに対してしっかり検証する仕掛けは随時申し入れていることですし、そのあたりはクリアにするべきだと思います。

○**吉田勝廣委員** これから恐らく返還する基地がふえてきて、こういった問題が起きてくるので、そこを予測しながら要請を進めていただきたいと思います。

次に19ページ、陳情平成21年第46号についてお聞きします。パッケージ論だけれども。米軍の再編問題の中で、沖縄県も位置づけられて韓国とか西ドイツ、欧州含めて、グローバルな視点でやると。いわゆる、当時の再編成の中に沖縄の再編も、韓国の再編も含まれていると思うのだけれども、これはどうでしょ

うか。いわゆるグアム協定も、米軍が8000名移動するというものも、米軍の再編成の中に含まれて、グアム協定となっていますか。含まれているのか、いないのか。またこれを、米軍のドナルド・ラムズフェルド国防長官がつくったわけだから、それを踏襲してオバマ大統領がやっているわけです。そういった世界の米軍再編成の中で、沖縄県もその中に組み込まれていて、そういった状況になったのか。

**○又吉進知事公室長** 今の沖縄の置かれた状態、そういったものはやはり2006年の日米のロードマップであると。我々も文献等を見ているんですが、やはりテロの後の世界の軍事情勢や世界情勢を踏まえて、米側がつくった国防方針と我が国の防衛戦略の施策が調整の上、両国間の取り決めとして2006年のロードマップがあると。そこに書かれたことは、御存じのとおり沖縄を含めた、沖縄の基地負担の軽減を言いつつ、そこでの新たな再編を言っているわけです。これはお答えになるかわかりませんが、沖縄県はこのロードマップに密接に影響を受けている、関連しているという認識でございます。

**○吉田勝廣委員** 米国配備体制の見直しで世界的な再編をする。その中に韓国があり、沖縄があり、グアムがありヨーロッパがあると。その中で再編されてロードマップが出てくると。そうしますと米国は4年ごとに国防政策の見直しをするので。そういったアメリカの世界戦略といいますか、そういった枠の中で物事を考えるときには、2001年の9・11のテロ以降の米軍の世界戦略が、将来変化する可能性があるかどうか議論したいと思っています。オバマ大統領が2006年の状況からかわって、グアムの支出を、国防でも大分減らすので、そうしますと、米軍の再編をもう一度見直すことになると思います。そうしますと、その中で一環としてグアムのロードマップがあったら、それを予算削減をしたと。私はある程度の変化をするであろうと予測しています。その辺の情報や視点をどのように分析していますか。

**○又吉進知事公室長** 今、委員がおっしゃるように昨今の米側の情勢は動いていると。ただ私どもは、シンクタンク等からの話を聞いたり、おおむねマスコミ報道等から知り得るところですが、米国の財政事情が軍事費の削減の方向に向かっているという情報や、グアム協定を含めてどう動くのかという、いろいろな情報が入ってきます。しかしながら、現時点でロードマップそのものにつきましては、日米両政府ともその方針を動かしてないわけでごさいます、したがって、沖縄はまさにその方針のもとに、両政府がさまざまな案件を進めよ

うとしているわけです。どのように動くのかということは、私どもでは判断しかねますけれども、十分に注意を払っていきたいと思います。

**○吉田勝廣委員** 日本政府は動いていないかもしれないけれども、米国は動いてるわけです。いろいろな議員が発言をしたり、議論の中で予算も削減をしたりして動いています。国防費も大幅に削減しています。当然もう一度再編協議が始まって、米軍再編が始まる。今、維持している国防費をカットするわけだから、人員削減もあるし、兵器の移動のことも出てくるでしょう。そういった予測は大体出てきますよ。米国の軍事委員会で決定したものは沖縄では4年か5年で確実に実現されるというのが、今までの経験上あります。そうしますと恐らく、こういったものも削減されてくると、人員はどうするか、兵器はどうするか、飛行機の数をどうするかということをしなかったら、予算を維持できないわけでしょう。その辺はぜひ辺野古問題をめぐって、徹底的な分析を早急にしていただいて、情報の分析をやって、県民に明らかにしていただければ幸いですと思いますが、いかがですか。

**○又吉進知事公室長** 現実問題として、米国議会でのこのような報道でありますとか、これに対して政府そのものがどういった対応をするのかということも今の時点ではわかっていません。しかしながら県としては、基地負担の軽減をしていただきたい。代替施設は県外に持って行っていただきたい、海兵隊の要員は減らしていただきたい、嘉手納飛行場以南の施設は返還していただきたい、この件については動かす話ではございませんので、その観点から、その方向にいくような動きがないかどうか、十分に注意を払って見ていきたいと思っております。

**○吉田勝廣委員** ですからその観点も、そういった枠の中で動いているということです。もちろん沖縄県として、現実にはそれがごく自然です。しかし一方の米議会では削減に向かって動いています。そういったときに、沖縄の陸海空含めて予算がないわけだから、撤退ないし削減するだろうと、これは韓国を含めて、そういったことが予測されないかなと思うのだけれども。

**○又吉進知事公室長** そういった予測は、専門家の間でもあろうかと思えます。県は昨今の報道で、これで米国の潮目が変わるといいますか、政策が変わるといふ確信は、現在は持てずしております。したがって、先ほどのような姿勢で、もう一つ冷静に引き続き求めていくことになっていきますが、情報収集はしっか

りとやっていきたいと思います。

○吉田勝廣委員 堂々めぐりかもしれないけれども、要するに、米国の世界戦略の中で自分たちがどう変わっていくのか、これまで歴史があるわけです。例えばロードマップがあって、ロードマップは日米の協定だから、がんじがらめに動かないといいますか、固定化することはありませんと思うのです。もしこれが固定化するのであれば、普天間飛行場が辺野古に行くことを前提として、この協定を結んでいるのだから。米国もこの協定に基づいて、結局辺野古に移転しなければ、グアムの移転も削減もないよというのがロードマップだから。固定化という見方をすると、これでは動かないわけです。そうではなくて、先ほども情報を分析・収集すると言っていますので、この辺もやりながら、頑張っていたきたいと思います。

次に、66ページ、陳情第6号の4についてお聞きします。知事公室長は日米地位協定は、民主党は出せない。日米地位協定で社民党と国民新党3者でいろいろやろうと民主党が野党時代にやったのだけれども。これに対して自由民主党は今どういった考え方ですか。

○又吉進知事公室長 最近、日米地位協定の件で自由民主党との何かやりとりがあったうわさはないのですけれども、かつて、議員連盟有志が日米地位協定改定案を出してきたりと、されておりました。ただ、自公時代には、やはり運用の改善が早道であるという姿勢でございましたので、現在どうかわかりませんが、その姿勢は動いていないのではないかと思います。

○吉田勝廣委員 日米地位協定に対する熱は、少し冷めている感じがするのですがどうでしょうか。

○又吉進知事公室長 そのあたりにつきましては、立場上、判断しかねます。

○吉田勝廣委員 それをやらないと底冷えだから、それを熱く議論させないと、また同じような事件・事故が起きて、また日米地位協定を改定しないといけないという議論に発展していくわけです。1995年であのようなことがあり、いろいろなことが沖縄で起こっており、日米地位協定の改定を何回も唱えて、しかし一向にそれが改定されないと。あるいは運用改善でお茶を濁されるとか。それで底に沈んでいる。今度これをどうするかとなると、事件・事故が起こる前に沖縄県が立ち上がらなければならないです。そういったことを、今後どうす

るのかということが、ウチナンチュはいつも頭にあるわけです。しかし、本土は違うのです。実際には、民主党を中心とした法律としては、案が出てこないわけだから、それを後押しするのは野党だと思うのです。だから自由民主党案を後押しして、各政党が出そうと努力をしないと改定ができないのです。日米地位協定は相手がいるわけだから、そういったプレッシャーをかける。まさに今の沖縄振興特別措置法や軍転特別措置法一駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律と同じように対案を議員立法で出すとか。そのようにしないとこの問題は私は解決しないと思います。また、もとのもくあみに戻っていきますと。同じような状況が続くと。知事公室長が知事公室長である限り無理だろうとか。私は稲嶺知事の時代にも言いました、このような発想では無理でしょうねと。ですから恐らくこの問題は、今から我々側も含めて、県がもう一度底から上のほうにいかんか上げていくかということ提起しないとだめだと思う。また知事も事あるたびに日米地位協定の要請をやりましたと。この事あるたびに二乗、三乗、何千回と。そこのところを行政がリードする、議会がリードするとかで法案を提出できるところまで追い込まないと、政府は立ち上がらないのではないかということが、これまでの私の経験から思うのだけれども。そのためには、担当部長である知事公室長がリーダーとして、その役割を認識して頑張っていたいただきたいと思います。最後に決意を聞いて終わります。

○又吉進知事公室長 先ほどお話が出ましたけれども、県の熱意は冷めておりません。担当の職員がおりまして、情報収集、さらに先ほど委員が御指摘になったとおり、機会あるごとに政府に申し上げているわけでございます。ただ今、委員がおっしゃった、いろいろな方々の力を結集してということは、大変貴重で重要な御提案だと考えております。県も気を引き締めまして、さまざまな形で政府あるいは、国民を動かす形をとれないか考えてまいりたいと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
照屋大河委員。

○照屋大河委員 92ページ、陳情第191号に枯れ葉剤の件についてお聞きします。先ほど午前中にも答弁がありましたが、私も中部の出身です。基地も集中しあるいは親戚にも基地従業員がいるとか、友人、周りにそういった方が多いので、この問題に対して不安を多く持っています。そういう意味では、午前中の知事公室長の国の責任でという答弁は、なかなか納得いかない点があるもの

ですから、ぜひ伺いたいと思います。まず、処理概要の中段の外務省によれば、米側は報道されている退役軍人の証言には幾つかの疑問があり、信憑性があるとは考えていないということですが、証言について、こういった疑問があるのかという連絡は受けているのですか。

○又吉進知事公室長 現時点でその連絡は受けておりません。

○照屋大河委員 先ほども申し上げましたが、非常に不安があります。そういった確認はせずに、県の対応としては、外務省が米側がこう言っているからというだけですか。

○又吉進知事公室長 はいそうですかと、引き下がったわけではございません。ならば引き続き政府の責任において、きちんと調査をしてほしいということは申し上げています。

○照屋大河委員 ぜひ証言についてこういった疑問、これは県民はある程度わかっているわけです。証言などを聞きながら不安を持っている。確かに疑問があるならば、こういった疑問があるのか。実際、米側として退役軍人に直接話を聞いたのか、あるいは聞くべきだという申し入れは、今知事公室長が言ったような決意の中で求めていくべきだと思うのですが、いかがですか。

○又吉進知事公室長 やはり県民の不安を払拭するために、政府としては最善を尽くすべきでありまして、必要な調査を行うべきだと考えております。

○照屋大河委員 ですから具体的に、先ほど言ったような提起をするべきではありませんかということです。疑問がある点はどういうところなのか、あるいはそういった発言をする退役軍人などに会って話をすべきではないかという提案をしてはいかがかということです。

○又吉進知事公室長 先ほどの答弁では申し上げていませんが、米側から補足説明がございました。記事の写真に写っているものが、枯れ葉剤入りのドラム缶であるとすれば、それを他の化学物質と一緒に並べて保管していたことになるが、当時そのような保管の仕方をとっていなかったと。2つ目、記事の証言によれば港湾労働者としての任務の一つに枯れ葉剤の散布があったとされるが、当時の国防省のガイドラインによれば港湾労働者等は施設内や周辺で、除

草等を行うために、枯れ葉剤ではない許可された商業用の除草剤しか購入することしかできず、許可された業者しか除草剤を散布することができなかったという説明がありました。

**○照屋大河委員** 一緒に保管されていることはないという回答があったらしいのですが、それについても、基地の従業員経験者の話からすれば、そういうことはなかったのだと、一緒に保管されていた事実もあるという証言もあるわけです。そういったことも含めて県は、基地従業員、あるいはOBの皆さんのしっかりとした証言を集める。あるいは先ほど言いましたように、国はペーパーがないから、事実がないということで理解する、了解するのではなくて、しっかりと疑問点があるので、あれば出してほしいと、退役軍人の中で証言している方への、聞き取りをやってほしいと言うべきではないかとのことですが、いかがでしょうか。

**○又吉進知事公室長** 今、御指摘の点も含めて県民の中に不安があるのであれば、必要な調査は働きかけてまいりたいと思っています。

**○照屋大河委員** 92ページの処理概要の下のほう、平成15年度から基地周辺の河川でダイオキシン類の調査を実施したということですが、具体的な説明をいただけませんか。

**○下地岳芳環境企画統括監** 基地周辺のダイオキシン調査は、枯れ葉剤に特定してやったということではなくて、ダイオキシン類対策特別措置法が平成12年に施行されていまして、それを受けて基地周辺の河川の水質及び底質についても、把握する必要があるということでやった経緯でございます。

**○照屋大河委員** ダイオキシンについては、流れていく性質らしいです。そこに汚染されたところが、周辺を調査してもなかなか発見できないという専門家の意見もあります。先ほどの調査について、県としては、そういった証言があったら調査することも可能ですか。以前に、修理工場が撤去された返還跡地で草が生えていない状況があるという、中部地域での証言があるわけです。そういった話があれば調査をするという意気込みはあるのですか。

**○下地岳芳環境企画統括監** 二通りの対応があろうかと思えます。まず1つは、例えば返還跡地に見つかったとすれば、それは当然、日本政府が責任を持って

確認作業、詳細の調査をするべきだと思います。それ以外で民間地域というのであれば、当然、県が県民の生活環境を保全するという立場、あるいは、県民の健康保護という立場から、具体的に場所とかあればやるのが我々の責務だと思います。

**○照屋大河委員** ぜひ先ほど知事公室長が言ったように、今後取り組んでいきたいということもありますし、そういった情報等をしっかり連携をとりながら調査をしていただきたいと。国は米国側がペーパーもないから、そういった事実もないという態度ですので、そういった動きの中から事実をつかんで突きつけていくことが、あるいは動かしていくことになろうかと思っておりますので、その辺はぜひ県民の意見をしっかりと聞いて、調査などもやっていただきたいと思っております。以前、北谷町でドラム缶が200本程度が見つかった事案がありました。あのドラム缶についてはどういった調査を行いましたか。

**○下地岳芳環境企画統括監** 御質問の北谷町桑江のメイモスカラー射撃場返還跡地の件だと思います。そこで平成14年1月29日に店舗建設中にタール状の物質が入ったドラム缶4本が発見されました。その翌日には新たに工事現場の掘削場所から大量のタールがしみ出ているということで、さらに掘削を広げていくと新たに20本見つかったということで、工事関係者から北谷町に連絡があり、県にも通報があり、その後に現場調査の対応をしております。処理までの流れですけれども、おっしゃるようにトータルでドラム缶本体が146本、タール状物質の付着した土砂等が544体、重量にしますと計512トンだと把握をしております。2月13日に撤去作業は終了しております。処理でございますけれども、許可を受けた中部の産廃業者の焼却施設で6月14日から処理を開始して、10月7日には終了したと報告を受けております。

**○照屋大河委員** この146本、544体ということですが、タール状のという説明がありましたが、これは実際にこの物質についての調査をされたのですか。

**○下地岳芳環境企画統括監** 先ほどの一量を修正をさせていただきます。4月2日に新たにまた41本見つかっていますので、ドラム缶はトータルで215本ですね。土砂等の重量換算でいけば596トンです。検査の件でございますけれども、要するに分析したかということですね。私どもはそれを現場からサンプリングをいたしまして、沖縄県の衛生環境研究所で分析をしております。

○照屋大河委員 これは200本すべて検査をしたのですか。要するに、検査結果はどうなっていますか。

○下地岳芳環境企画統括監 現場の状況からしますと、いろいろな廃棄物が混在したという状況ではなくて、すべてのドラム缶が同じタール状の物質であったということで、これはほかに紛れ込んだ一要素にタール物質以外が紛れ込んでいないということで、その1本からの検体を分析しております。この分析の内容ですけれども、有害物質カドミウムとか鉛とかですね、28の物質を検査しております。

○照屋大河委員 そういう有害物質などを埋めてしまうという、ずさんな状態もあるわけですから、先ほども言ったように繰り返しになりますが、枯れ葉剤の調査もやっていただきたい。例えばこの枯れ葉剤の問題で、ドラム缶に枯れ葉剤であるという目印があるとか、そういうのもありますが、先ほどの200何本かというのは混在している様子はなかったということですが、このドラム缶の様子とか、そういった点はある程度チェックはされたのですか。

○下地岳芳環境企画統括監 現場においては、タール状ですから判読は難しいということで、処理施設に持ちこんだときに洗浄をして、その辺の内容—ラベルがあるか、ないか、の部分は確認しております。

○照屋大河委員 引き続き、枯れ葉剤の件なのですが、先ほど軍関係者—退職者などの話も聞き取りしてほしいということを申し上げたのですが、ある新聞報道でこの従業員の方が、ダイオキシンと明記された濃い緑のドラム缶が倉庫に納められていたと。そのドラム缶は、民間の廃棄物処理業者によって搬出・処理されたと思う、という証言があるのですよ。この米軍基地内の廃棄物処理については、どういう仕組みで行われているのですか。

○下地岳芳環境企画統括監 米軍基地から派生する産業廃棄物—いろいろな廃油等も含めてでございますけれども、それは牧港の入札するところで集中して、県内の業者に委託処理をされているのが事実です。

○照屋大河委員 県内に処理施設が幾つかあるわけですか。

○下地岳芳環境企画統括監 産業廃棄物については20種類ございまして、例え

ば汚泥とか、あるいは金属くずとか、いろいろな種類がございますので、その種類ごとに適正に処理をする資格を持った、要するに許可を受けた業者が処理をするということでございます。ですから、汚泥は汚泥のちゃんとした許可業者、そのほかの部分については、それぞれの許可業者となっております。

○照屋大河委員　そういう処理場施設は県内に幾つかあるわけですか。

○渡嘉敷喜代子委員長　休憩いたします。

(休憩中に、県内の産業廃棄物処理業者の資格及び種類等について説明があり、米軍によって入札が実施され、業者が決定されているとの説明があった。)

○渡嘉敷喜代子委員長　再開いたします。

照屋大河委員。

○照屋大河委員　米軍から出される産業廃棄物は、民間などに入札されて処理する過程で、有害であるとか、そういう仕分けは、米軍基地の外に出た後になるわけですか。

○下地岳芳環境企画統括監　廃棄物処理法の中で、処理責任は排出事業者でございますので、排出事業者が自分の出すごみについての性状というのは把握をして、これはこういう廃棄物ですので、どういう処理をなさいという指示をしないといけないわけです。米軍に対して国内法がそこで適用かということ、その辺がなかなかできないところがありますので、当然、我々は米軍の財産処理販売事務所—DRMOにおいて、そういう性状の物であるという説明をした上で委託契約をしているものと理解しています。

○照屋大河委員　わかりました。冒頭でも申し上げましたが、非常に不安を抱えている人が多いということで申し上げましたので、しっかりとこの辺の対応をやっていただきたいとお願い申し上げます。

それから、東村高江区のヘリパッド、83ページ陳情第140号。知事公室長、先ほど、裁判については非常に興味を持っていると。ただ、法廷の場で争われているし、それを見守りたいということだったのですが、実はこの裁判の中で裁判長は、司法権を行使しても真の紛争解決はできないとか、あるいは問題の

根本は北部訓練場の返還計画であり、計画の是非は、政治的問題で司法判断にはなじまない、というような言い方をしているのです。きょう結審されたようですが。そういう意味ではしっかり一不当な裁判であるということはあるのですが、こういう指摘について知事公室長はどういう見解をお持ちですか。

**○又吉進知事公室長** 裁判官ですか、裁判長ですか、御指摘は御指摘として、そうなのかなと思っていますけれども、いわゆる政治的立場であるとか、そういうことにつきましては、意図するところが、わかりかねるところがあります。しかしながら、ヘリパッドをめぐっては、これは地域住民の間にも、さまざまな意見があるわけで、県としましては、北部訓練場の過半の返還というものに非常に期待しているわけですが、今のお言葉についての解釈については、お立場があろうかと思しますので、県としては、それはそれで裁判官の言葉として受けとめておくということです。

**○照屋大河委員** 県警にお伺いしたいのですが、今この東村高江区の現場ですね、県警の皆さんが来られているようですが、これはどういう理由ですか。答えられますか。担当はいらっしゃいますか。昨年暮れから始まって、ことしの初旬まで、現場には見えなかった県警の皆さんが、この秋から見えているようです。どういう理由なのかなと、現場のほうでいぶかっているところもありますし、先ほどもありましたが、九州弁護士連合会のほうで、この活動に対して表現活動を萎縮させないように勧告をしているわけですから、ぜひ沖縄の米軍基地を取り巻く現状というのは、県警の皆さんも地位協定も含めて理解していると思しますので、しっかりとした対応を、現場のほうでとっていただきたいということを、また関係者のほうに伝えていただきたいなと思います。

**○古波蔵正県警本部刑事部長** 警察の方針と申しますのは、東村高江区に限らずでございますが、市民運動とか大衆運動が違法行為に至らない場合は、警察力はそこには介入しないというのが原則でございます。それだけは警察の立場上、申し上げることはできます。

**○照屋大河委員** ぜひ、そうあっていただきたいなと。地元、具志川のほうでもPAC3搬入のときに、機動隊に突入されたというのも、目の当たりにしていますし、日米両政府の動きが、何とかこの辺野古移設に風穴をあけようということも感じられて、東村高江区の工事を強行しているのではないかいのような、そういう気持ちも私自身持っています。そういう意味では今、答弁があっ

たような形で、ぜひ毅然とした態度を現場のほうでもとっていただきたいなど、私もこれはお願いだけをして終わりたいと思います。

○**渡嘉敷喜代子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
玉城満委員。

○**玉城満委員** 81ページ、陳情第139号です。県の処理概要なのですが、岩国飛行場のF A 18戦闘機20機程度による訓練を、10月10日から10月31日まで、グアムなどへ移転するとしておりますと。県としては、今回のグアム等への移転訓練による騒音軽減の効果について、見きわめたいと考えておりますと。実際この20日間しっかり訓練が移転されたという確認をされて、軽減になったという確認はしておられますか。

○**上原栄淳環境保全課長** 岩国飛行場からの外来機は、嘉手納飛行場に来なくて、グアムに訓練移転したというのが、10月10日から10月28日までありましたけれども、その期間における嘉手納飛行場周辺の状態なのではございますけれども、うるささ指数といわれているW値として、これが訓練機が来る9月と比較しまして、9月が環境基準を12局中7局が超えているのです。訓練期間中でも、同じように7局超えていたと。あとは、1日当たりの騒音の発生回数も、9月と比べて10月の訓練期間中のほうが、12局中10局で増加していたと。データの的にはそういう形が見えています。

○**玉城満委員** やはりこういう情報というのは、こういうものが移転になったといたら、普通は軽減しているのだろうなと僕は思っているのですが、今の話を聞くと、データ上はもっと騒がしくなったということになるわけですね。これは多分、近隣も余り理解していないと思うのです。だからある程度、米軍は発表することとか、防衛省が発表することに対しての裏づけに対する一言二言は、やるべきではないかと思うのですが。知事公室長、いかがなものでしょうか。

○**又吉進知事公室長** そもそもこの案が、防衛省から一防衛大臣から直接だったと思いますけれども、発表されたときに、県はその時点で、ありがとうございますと言っておきません。つまり、県としましては、出来高払いといいますか、しっかり住民に実感できるような負担軽減がない限り、これは評価することはできないということは、しっかり言っております。したがって、

今あったような、むしろ騒音が—これはちょっと詳細に分析しないとわからないですけども、こういうことがあれば、これは強く申し入れていきたいと思っております。

○玉城満委員 ぜひ、この辺はしっかりやっていただきたいなと思っております。以上です。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。  
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。  
休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

請願及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

請願及び陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願1件、陳情40件とお手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました請願及び陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された請願及び陳情等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 渡 嘉 敷 喜 代 子